茨城県

食 肉 衛 生 検 査 所

事　　業　　概　　要

令　和　8　年　度　版

（令和７年度実績）

茨　　城　　県

目　　次

第１章　総　説
1　検査所の沿革 …… 1
2　検査所の機構
（１）機　　構 …… 1
（２）設　　置 …… 2-3
3　職員の配置状況 …… 4-5
4　検査手数料 …… 5
5　検査所及びと畜場・食鳥処理場配置図 …… 6
6　検査所の建物等平面図及び案内図 …… 7-9
7　施設の概要 …… 10-13
8　と畜場の使用料、解体料一覧 …… 14

第２章　と畜検査事業
1　と畜検査事業 …… 15
2　病畜等の緊急と畜検査体制 …… 15
3　令和７年度と畜検査頭数 …… 16-18
4　と畜場別・月別と畜検査頭数 …… 19-21
5　獣畜の疾病別とさつ禁止及び廃棄頭数 …… 22-25
6　病畜の疾病別分類 …… 26
7　と畜場において発見された主な人獣共通感染症 …… 27
8　と畜場法に基づく検査
（１）精密検査実施状況 …… 28-31
（２）と畜場における枝肉の微生物試験（切り取り検査） …… 32
9　食品衛生法に基づく検査
（１）食品中の残留有害物質モニタリング検査 …… 33
（２）食品中の残留抗菌性物質検査 …… 34
10　ＢＳＥ検査 …… 35

第３章　食鳥検査事業
1　食鳥検査事業 …… 36
2　令和７年度食鳥検査羽数 …… 37
3　食鳥処理場別食鳥検査羽数 …… 38
4　食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因 …… 39
5　食鳥処理場におけるとたい等の微生物汚染実態調査 …… 40
6　食品衛生法に基づく検査 …… 40

第４章　食品衛生監視指導計画
1　令和７年度試験検査実施結果 …… 41
2　令和８年度業種（施設）別立入検査目標回数 …… 42
3　令和８年度試験検査計画 …… 42
4　令和８年度茨城県食品衛生監視指導計画 …… 43

第５章　と畜検査及び食鳥検査統計
1　と畜検査統計
（１）と畜検査頭数の推移 …… 44
（２）と畜場別と畜検査頭数の推移 …… 45
2　食鳥検査統計
（１）食鳥検査羽数の推移 …… 46
（２）食鳥処理場別検査羽数の推移 …… 46

第６章　その他の事業
1　と畜場衛生管理責任者等配置数 …… 47
2　衛生講習会等実施状況 …… 47
3　職員の研修 …… 47
4　食品衛生法に基づく検査
（１）食品中の残留有害物質モニタリング検査 …… 48
（２）輸入食肉等の残留有害物質検査 …… 49-50
（３）ポジティブリスト制度に対応する検査体制の整備 …… 50

令和８年度調査研究発表抄録(茨城県公衆衛生獣医師協議会) …… 51
・生成 AI を活用した病理検査報告書作成業務の自動化の試み …… 52-56
・馬の円虫症を疑う一例 …… 57-60
・外はぎ食鳥処理工程における微生物汚染調査 …… 61-63

第1章 総　説

１　検査所の沿革

食肉衛生検査所は昭和 45 年 4 月 1 日茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）の一部改正により設置されたものです。

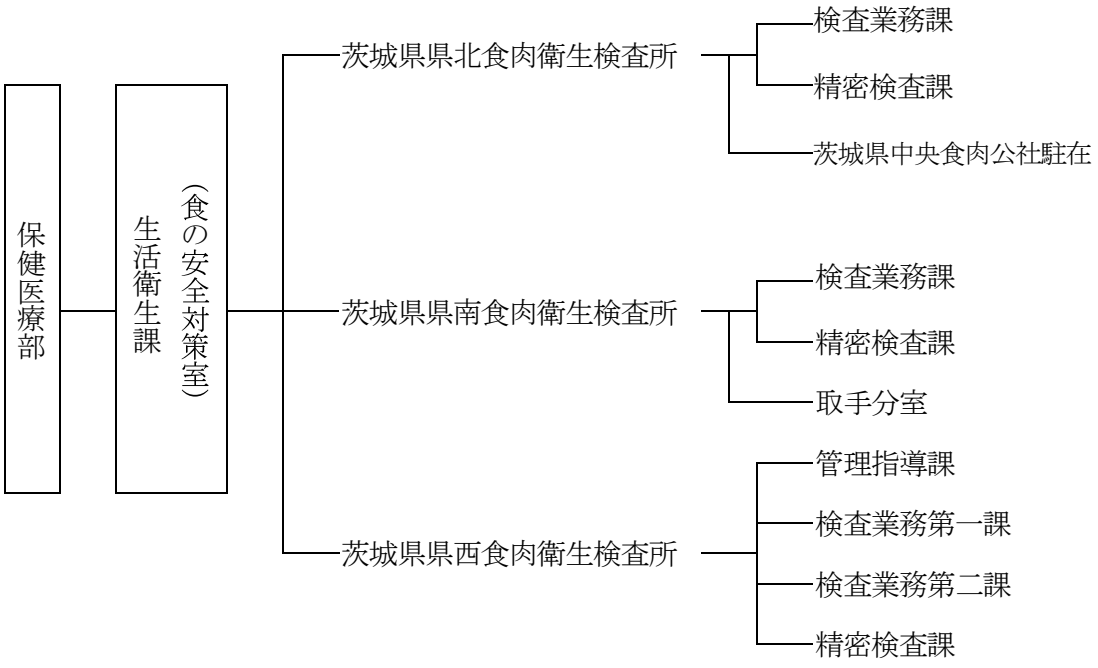
当時、国民の食生活水準の向上により食肉需要が急増するとともに本県における家畜の生産及びと畜頭数も飛躍的に増加しました。

このような情勢に対応するために、従来、保健所で分掌していたと畜検査業務を分離し、食肉衛生検査所（県北、県南、県西）が、と畜場法の規定に基づく検査及び食肉衛生の業務を行うことになり、食肉衛生行政の充実強化が図られました。

さらに、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に伴い、平成 4 年 4 月 1 日からは、食鳥検査及び食鳥処理衛生の業務（認定小規模食鳥処理場に係るものを除く。）も食肉衛生検査所が併せて分掌することになりました。

２　検査所の機構

（1）機　　構



※　H11.4.1　衛生部を保健福祉部に、環境衛生課を生活衛生課に改組

※　H15.4.1　生活衛生課内に食の安全対策室を設置

※　H25.4.1　県北食肉衛生検査所及び県南食肉衛生検査所の管理指導課を検査業務課へ統合

※　R 4.4.1　保健福祉部を保健医療部に改組

（2）設　　置（名称、位置、管轄区域）

茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）

（食肉衛生検査所）

第10条 法第 156 条第 1 項の規定により、食肉検査及び食肉衛生の事務を分掌させるため、食肉衛生検査所をおく。

2　食肉衛生検査所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名　　称	位 置	管　　轄　　区　　域
茨城県県北食肉衛生検査所	水 戸 市	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡、久慈郡
茨城県県南食肉衛生検査所	土 浦 市	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡
茨城県県西食肉衛生検査所	筑 西 市	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡

茨城県行政組織規則（昭和 42 年茨城県規則第 46 号）

別表第 2　本庁の課、チーム及びセンターの分掌事務（第 8 条）

生活衛生課

9　化製場等に関すること。

食の安全対策室

4　と畜場及び食鳥処理場に関すること。

6　食肉衛生検査所に関すること。

別表第 5　出先機関の課、部等及び室、科等（第 89 条第 3 項）

食肉衛生検査所	管理指導課（県西食肉衛生検査所に限る。）、検査業務課（県西食肉衛生検査所を除く。）、検査業務第一課（県西食肉衛生検査所に限る。）、検査業務第二課（県西食肉衛生検査所に限る。）、精密検査課

別表第 6　出先機関の支所等（第 89 条第 5 項）

出　先　機　関	支　　所　　等		
	名　　称	位　　置	担当区域等
食肉衛生検査所	茨城県県南食肉衛生検査所取手分室	取手市長兵衛新田	－

別表第７　出先機関の分掌事務（第 90 条第１項）

食肉衛生検査所

管理指導課（県西食肉衛生検査所に限る。）

１　公印の管守に関すること。

２　職員の身分及び服務に関すること。

３　所員の研修、能率及び福利厚生に関すること。

４　文書の収受、発送及び保存に関すること。

５　会計に関すること。

６　物品等の出納及び保管に関すること。

７　庁舎の維持管理及び取締りに関すること。

８　県有財産の管理に関すること。

９　食品衛生に関すること（と畜場内及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）内に係るものに限り、検査業務第一課及び検査業務第二課の所管に係るものを除く。）。

10　他課の所管に属しないこと。

検査業務課（県西食肉衛生検査所を除く。）

１　公印の管守に関すること。

２　職員の身分及び服務に関すること。

３　所員の研修、能率及び福利厚生に関すること。

４　文書の収受、発送及び保存に関すること。

５　会計に関すること。

６　物品等の出納及び保管に関すること。

７　庁舎の維持管理及び取締りに関すること。

８　県有財産の管理に関すること。

９　食品衛生に関すること（と畜場内及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）内に係るものに限る。）。

10　獣畜のとさつ及び解体の検査に関すること。

11　と畜場の衛生保持の指導監督に関すること。

12　食鳥のとさつ及び解体の検査に関すること。

13　食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）の衛生保持の指導監督に関すること。

14　他課の所管に属しないこと。

検査業務第一課（県西食肉衛生検査所に限る。）

検査業務課に掲げる事務のうち10から12までの事務（10及び12の事務については、検査業務第二課の所管に係るものを除く。）

検査業務第二課（県西食肉衛生検査所に限る。）

検査業務課に掲げる事務のうち10、12及び13の事務（10及び12の事務については所長が指定したものに限る。）

精密検査課

１　微生物学的検査に関すること。

２　病理･寄生虫学的検査に関すること。

３　理化学的検査に関すること。

3 職員の配置状況（令和8.4.1現在）

（1） 県北食肉衛生検査所

区別／課別	総員	内訳			その他（県職員以外）		備考
		事務職員	技術職員	会計年度任用職員	補助員	助手	
所長	1		1				
検査業務課	4	1	3				
精密検査課	5		4*1	1*2			*1 ほか定数外等職員：育児休業者1名 *2 臨床検査技師
茨城県中央食肉公社駐在	11		3*3	8			*3 うち1名は再任用職員
計	21	1	11	9	8	8	

（2） 県南食肉衛生検査所

区別／課別	総員	内訳			その他（県職員以外）		備考
		事務職員	技術職員	会計年度任用職員	補助員	助手	
所長	1		1				
検査業務課	14	1*1	5*2	8			*1 再任用職員 *2 うち1名は再任用職員
精密検査課	4		4				
取手分室	2		2				
計	21	1	12	8	11	13	

（３）　県西食肉衛生検査所

区別／課別	総員	内訳			その他（県職員以外）		備考
		事務職員	技術職員	会計年度任用職員	補助員	助手	
所長	1		1				
管理指導課	3	2	1				
検査業務第一課	17		6	11			
検査業務第二課	8		5	3			
精密検査課	8		8				
計	37	2	21	14	5[*1]	16	*1 精密検査補助員2名を含む

４ 検査手数料（令和8.4.1現在）

（１）　と畜検査手数料（１頭当り）

（単位：円）

畜種	牛	※とく	馬	豚	めん羊	山羊
検査手数料	700	310	700	310	200	200

※とく：生後１年未満の牛

（２）　食鳥検査手数料

１羽当り　　５円

5　検査所及びと畜場・食鳥処理場配置図（令和8.4.1現在）

△と　畜　場
□食鳥処理場

県北食肉衛生検査所
△公社：(株)茨城県中央食肉公社

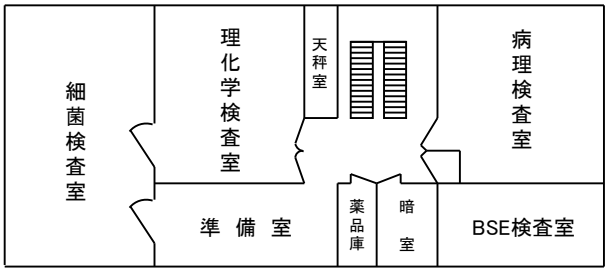
県南食肉衛生検査所
△竜ヶ崎：竜ヶ崎食肉センター
△取手：取手食肉センター
△養豚：茨城県畜産センター養豚研究所
△茨食：茨城協同食肉(株)
△土浦：土浦食肉(協)
△全農：全農飼料畜産中央研究所と畜場

県西食肉衛生検査所
△筑西：筑西食肉センター
△畜改：(独)家畜改良センター茨城牧場
△下妻：下妻地方食肉(協)
△茨食：茨城協同食肉(株)下妻事業所
□ｴｽﾌｧｸﾄﾘｰ：ｴｽﾌｧｸﾄﾘｰ千葉(株)岩瀬工場
□境　：(株)境食鳥
□三和：(株)三和食鶏
□高井：(株)高井産業

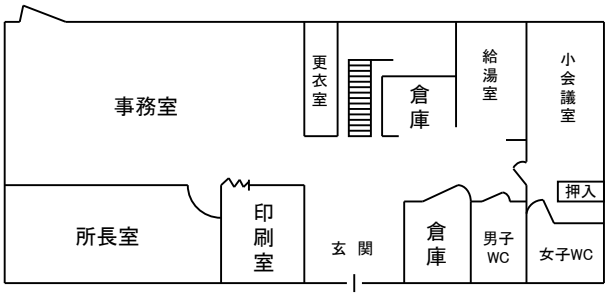


6 検査所の建物等平面図及び案内図

(1) 県北食肉衛生検査所



－2F－

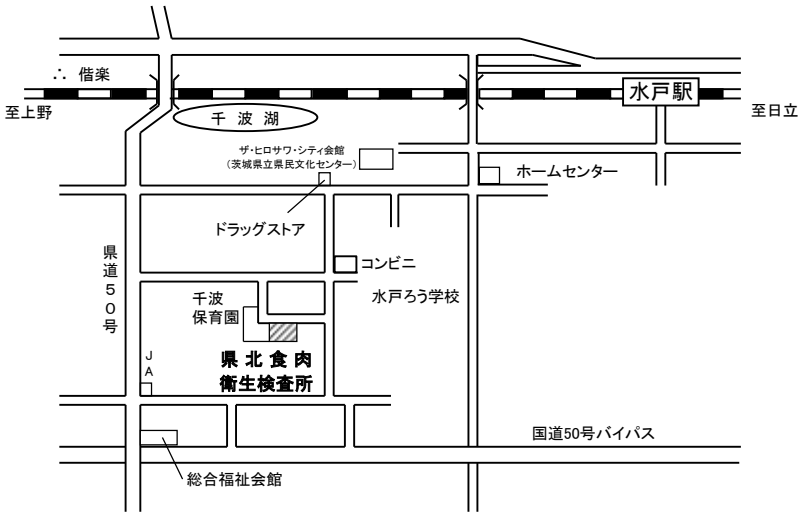


－1F－

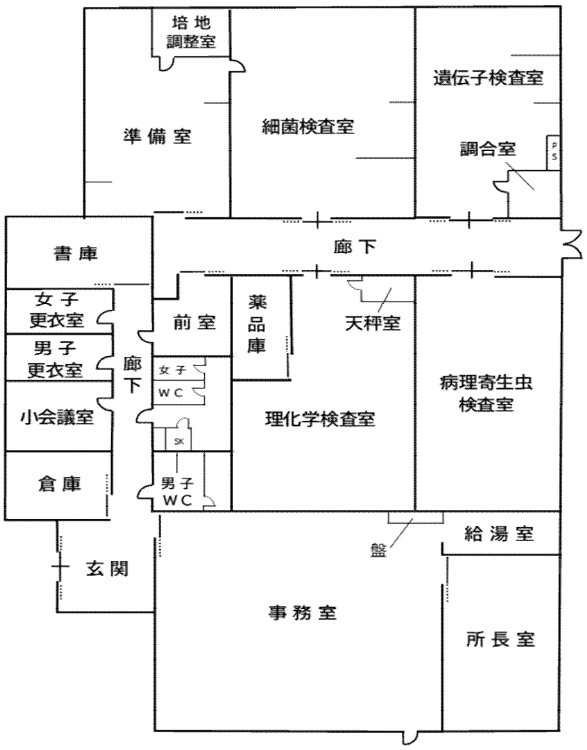
所在地	水戸市千波町2831-12	敷地 m^2		994.00
電話番号	029(241)4527	建物（本館）	構造	鉄筋コンクリート2階建
			建築面積 m^2	157.32
			床延面積 m^2	312.55
FAX 番号	029(244)5570	付属建物	車庫等 m^2	60.12
		竣工年月日		昭和 46. 3. 31
メールアドレス	hokusyokuei@pref.ibaraki.lg.jp			

県北食肉衛生検査所 茨城県中央食肉公社駐在 （昭和59年4月1日設置）	
所在地	東茨城郡茨城町下土師1975
TEL・FAX	029(291)0229

（案内図）



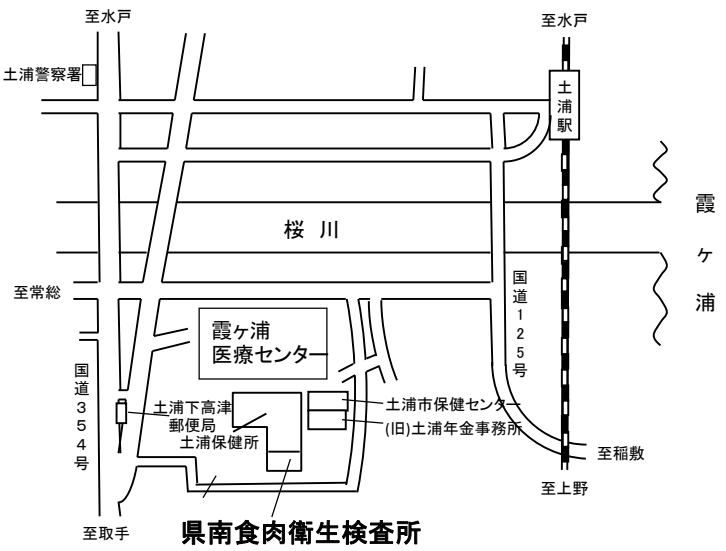
(2) 県南食肉衛生検査所



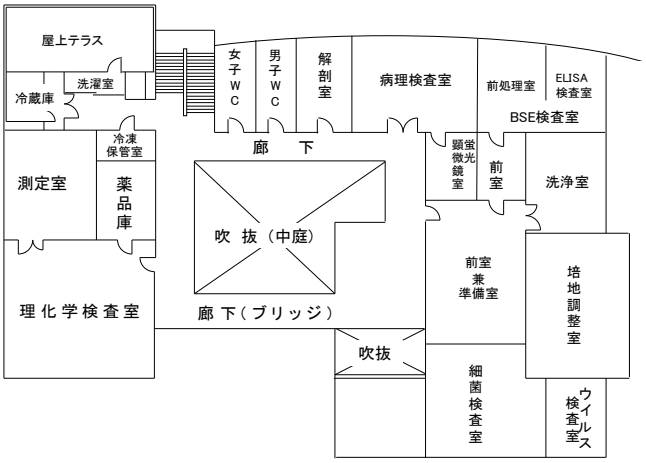
所　在　地	土浦市下高津2-7-46	敷　地　m^2		982.14
電話番号	029(822)0740	建物（本館）	構　造	木造1階建
			建築面積　m^2	490.58
			床延面積　m^2	487.34
FAX 番 号	029(824)7195	付属建物	車庫等　m^2	41.58
		竣工年月日		令和8年3月10日
メールアドレス	nansyokuei@pref.ibaraki.lg.jp			

県南食肉衛生検査所　取手分室　（昭和53年6月1日設置）	
所　在　地	取手市長兵衛新田238-8
TEL、FAX	0297(74)7200
メールアドレス	nansyokuei2@pref.ibaraki.lg.jp

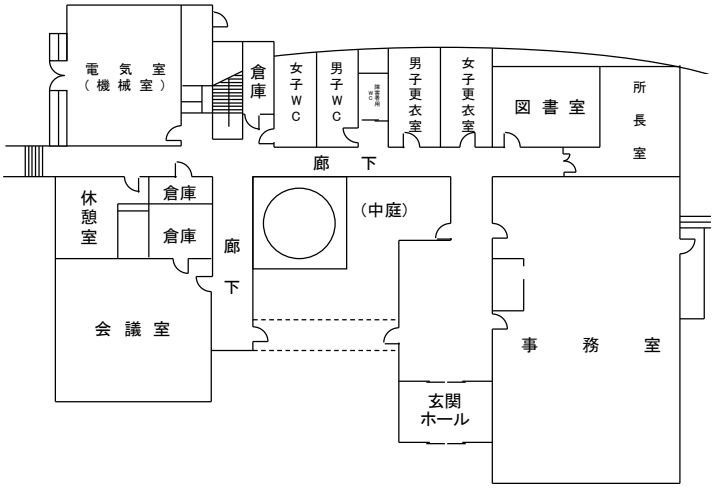
（案内図）



(3) 県西食肉衛生検査所



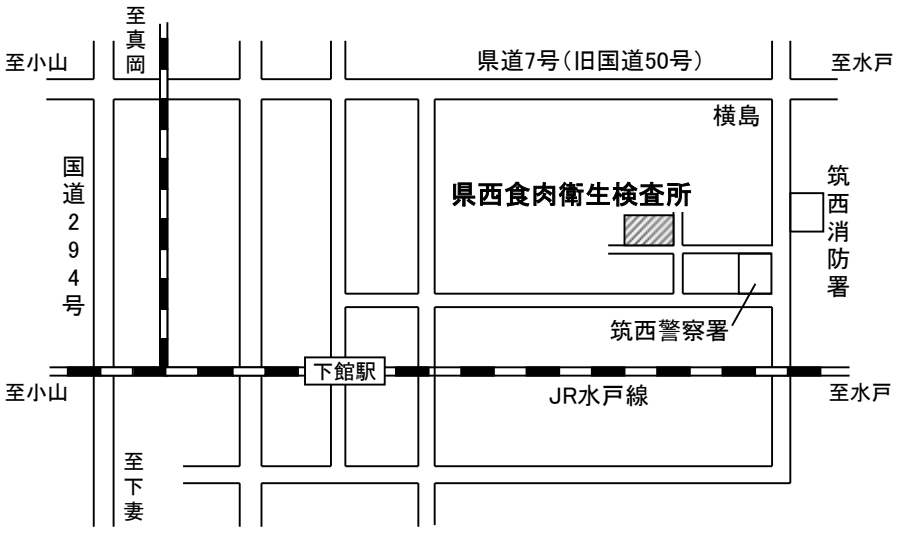
－２Ｆ－



－１Ｆ－

所在地	筑西市市野辺584	敷地	m^2	2,337.00
電話番号	0296(22)7766	建物（本館）	構造	鉄筋コンクリート2階建
			建築面積 m^2	599.37
			床延面積 m^2	1078.23
FAX番号	0296(22)7786	付属建物	車庫等 m^2	99.45
		竣工年月日		平成 9. 10. 21
メールアドレス	seisyokuei@pref.ibaraki.lg.jp			

（案内図）



7　施設の概要（令和8.4.1現在）

（1）と畜場の概要

区分＼管轄検査所			県北食肉衛生検査所
区分＼と畜場番号			34
名称			（株）茨城県中央食肉公社
経営主体			株式会社
所在地			〒311-3155 東茨城郡茨城町下土師1975
電話番号			029(292)6811
ＦＡＸ番号			029(292)6895
許可年月日			昭和56年8月17日
規模	敷地面積		113,562㎡
規模	建物面積（延）		10,864.46㎡
規模	処理能力	大動物	100頭／日
規模	処理能力	小動物	1,600頭／日
汚水処理施設	処理能力		2,000ｔ／日
汚水処理施設	処理方法		活性汚泥法
汚水処理施設	放流先		涸沼川

管轄検査所 / 区分と畜場番号			県南食肉衛生検査所					
			13	15	16	17	18	35
名称			竜ヶ崎食肉センター	取手食肉センター	茨城県畜産センター 養豚研究所	茨城協同食肉（株）	土浦食肉（協）	全農飼料畜産 中央研究所と畜場
経営主体			協同組合	株式会社	茨城県	株式会社	協同組合	農業協同組合
所在地			〒301-0004 龍ヶ崎市馴馬町字亀の下 余郷341-1	〒302-0002 取手市長兵衛新田 238-8	〒300-0508 稲敷市佐倉3240	〒300-0841 土浦市中626	〒300-0048 土浦市田中2丁目16-1	〒300-4204 つくば市作谷 1708-2
電話番号			0297(62)7334	0297(73)2901	029(892)2903	029(841)0879	029(821)1484	029(869)0171
FAX番号			0297(62)7334	0297(74)2983	029(892)3384	029(841)0889	029(823)8313	029(869)0031
許可年月日			昭和47年12月25日	昭和42年7月1日	平成24年3月23日	昭和39年8月11日	昭和42年4月24日	平成13年12月21日
規模	敷地面積		10,239㎡	16,314㎡	93,059㎡	15,939㎡	6,405㎡	356,707㎡
規模	建物面積（延）		1,329㎡	1,933㎡	204.6㎡	2,904㎡	1,149㎡	431.5㎡
規模	処理能力	大動物						
規模	処理能力	小動物	800頭／日	1,200頭／日	10頭／日	1,200頭／日	610頭／日	20頭／日
汚水処理施設	処理能力		700ｔ／日	1,800ｔ／日	20ｔ／日	1,300ｔ／日	720ｔ／日	100ｔ／日
汚水処理施設	処理方法		活性汚泥法 （脱窒素併用）	活性汚泥法	生物膜法	活性汚泥法 （脱窒素併用）	活性汚泥法	活性汚泥法
汚水処理施設	放流先		江川・公共下水 （最大700t/日）併用	利根川	―※1	花室川※2・公共下水	新川※3・公共下水 （最大300t/日）併用	小貝川

※1 蒸発散槽（敷地内）※2 霞ヶ浦流入河川　※3 霞ヶ浦流入河川

管轄検査所 / 区分と畜場番号			県西食肉衛生検査所			
			25	28	29	33
名称			筑西食肉センター	（独）家畜改良センター 茨城牧場	下妻地方食肉（協）	茨城協同食肉（株）下妻事業所
経営主体			株式会社	独立行政法人	協同組合	株式会社
所在地			〒308-0855 筑西市下川島651	〒308-0112 筑西市藤ヶ谷2330	〒304-0052 下妻市二本紀1142	〒304-0056 下妻市長塚897-1
電話番号			0296(32)4141	0296(37)6511	0296(44)2930	0296(44)2143
FAX番号			0296(33)1380	0296(20)3020	0296(44)2074	0296(44)6298
許可年月日			令和5年4月1日	平成13年3月30日	昭和48年10月26日	昭和44年2月5日
規模	敷地面積		28,737㎡	277,056㎡	11,699㎡	20,532㎡
	建物面積（延）		6,762㎡	317㎡	2,452㎡	5,999㎡
	処理能力	大動物	90頭／日			
		小動物	1,000頭／日	40頭／日	780頭／日 *1	810頭／日
汚水処理施設	処理能力		2,000ｔ／日	60ｔ／日	800ｔ／日	1,054ｔ／日
	処理方法		活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
	放流先		鬼怒川	小貝川	鬼怒川	鬼怒川

*1 令和8年1月より大動物休止中
により700頭から780頭に変更

（２）食鳥処理場の概要

区分＼管轄検査所		県西食肉衛生検査所			
名称		エスファクトリー千葉（株） 岩瀬工場	（株）境食鳥	（株）三和食鶏	（株）高井産業
経営主体		株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
所在地		〒309-1455 桜川市水戸210	〒306-0414 猿島郡境町内門655	〒306-0103 古河市長左エ門新田889	〒306-3561 結城郡八千代町平塚4534-3
電話番号		0296(75)4151	0280(87)0038	0280(78)1129	0296(48)2264
ＦＡＸ番号		0296(75)4168	0280(86)7038	0280(78)2304	0296(48)2841
許可年月日		平成4年3月16日	平成4年3月23日	平成4年3月23日	平成5年3月1日
規模	敷地面積	3,200㎡	22,000㎡	6,000㎡	13,556㎡
規模	建物面積（延）	2,127㎡	4,500㎡	2,200㎡	2,389㎡
汚水処理施設	処理能力	400ｔ／日	700ｔ／日	600ｔ／日	600ｔ／日
汚水処理施設	処理方法	活性汚泥法・脱窒素 （３次処理）	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
汚水処理施設	放流先	※桜川	利根川	西仁連川	飯沼川

※霞ヶ浦流入河川

８　と畜場の使用料、解体料一覧

（令和8.4.1現在）

管轄検査所	と畜場番号	と畜場名	牛	※とく	馬	豚	めん羊	山羊
県北	34	（株）茨城県中央食肉公社	5,500 3,000	3,500 100kg以上 2,500 100kg未満 2,000	5,500 3,000	1,200(2,000) 700(2,700)	2,300 600	2,300 600
県南	13	竜ヶ崎食肉センター				1,350（2,300） 650（1,700）		
	15	取手食肉センター				1,300（1,700） 700（雌:1,600） （雄:2,100）		
	17	茨城協同食肉（株）				1,210 530（2,490）		
	18	土浦食肉（協）				1,350（2,300） 500		
県西	25	筑西食肉センター	8,000 3,300	6,000 2,800	8,000 3,300	1,060（2,000） 500（1,000）		
	29	下妻地方食肉(協)	11,260 2,250	1,360 350	9,280 2,250	1,360 350（雌:　850） （雄:1,850）		
	33	茨城協同食肉（株）下妻事業所				1,210 530（2,490）		

上段:使用料
下段:解体料

※とく:生後1年未満の牛　　（　　）大貫　　単位:円(税抜き)

第２章　と畜検査事業

１　と畜検査事業

（１）検査頭数

令和７年度の茨城県内のと畜検査頭数は、1,088,507 頭（県北:314,098 頭、 県南:428,785 頭、県西:345,624 頭）で、前年度（1,058,884 頭）より 29,623 頭（2.8%）増加した。

牛は 29,875 頭（前年度 32,320 頭）で、2,445 頭（7.6%）減少した。とくは 893 頭(前年度 1,221 頭)で、328 頭(26.9%)減少した。豚は 1,057,714 頭（前年度 1,025,321 頭）で、32,393 頭（3.2%）増加した。また馬 25 頭（前年度 22 頭)、めん羊 0 頭（前年度 0 頭)、山羊 0 頭（前年度 0 頭）であった。

（２）検査結果に基づく処置状況

全部廃棄は 1,752 頭（牛 196 頭、とく 6 頭、馬 1 頭、豚 1,549 頭）で前年度より 29 頭減少した。

このうち主な疾病は牛においては腫瘍 124 頭（うち牛伝染性リンパ腫 123 頭)、敗血症 62 頭、豚においては敗血症 1,047 頭、膿毒症 408 頭であった。

一部廃棄は実頭数 739,333 頭で、各畜種のと畜検査頭数に対する比は牛 39.5%、豚 68.7%であった

（３）精密検査(BSE は除く）

精密検査を実施した頭数は 591 頭（牛 212 頭、とく 7 頭、豚 371 頭）であった。主な検査疾病名は牛においては腫瘍 131 頭、敗血症 63 頭、豚においては豚丹毒 102 頭、敗血症 260 頭であった。

（４）衛生対策

と畜場法の改正に伴い、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことから、各と畜場に対し、HACCP に沿った衛生管理の導入を支援した。なお、本県独自の「いばらきハサップ」の認証を、(株)茨城県中央食肉公社が平成 29 年 3 月に牛枝肉加工工程、令和 3 年 3 月に豚枝肉加工工程について取得し、家畜改良センターが平成 30 年 3 月に豚枝肉加工工程について取得している。

また、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づく衛生点検等を実施するとともに、「茨城県食品衛生監視指導計画」に基づく計画的な監視指導を実施した。

（５）BSE スクリーニング検査

平成 13 年 9 月に本国において 1 頭目の BSE 感染牛が確認され、10 月 18 日から牛全頭の BSE スクリーニング検査を開始した。平成 15 年 9 月には、茨城県で陽性牛(非定型 BSE)が 1 件確認された。関係省令の改正に伴い、平成 29 年 4 月から健康牛の BSE 検査が廃止され、スクリーニング検査を県西食肉衛生検査所に集約した。令和 6 年 4 月からは食肉として処理される全ての月齢の牛のうち、行動異常又は神経症状を呈する牛に対して、BSE 検査の対象としている。令和 7 年度の実施頭数は 0 頭であったが、職員の検査技術研修を定期的に実施している。

（６）と畜検査補助事業の委託

本県は全国有数の養豚県で、検査員の人数に対してと畜場及びと畜検査頭数が非常に多いため、検査の適正化を図るため、令和 7 年度も引き続きと畜検査補助業務を(公社)茨城県獣医師会に委託した。

２　病畜等の緊急と畜検査体制

㈱茨城県中央食肉公社において、病畜のと畜申請の受付を平日の午後 3 時まで行っており、令和 7 年度の病畜のと畜検査頭数は 708 頭(牛 353 頭、とく 6 頭、豚 349 頭)であった。

3　令和7年度と畜検査頭数

茨　城　県

（単位：頭）

畜種 / 月	牛			と　く	馬	豚	めん羊	山　羊	計
	肉　用	乳　用	計						
4	1,055	1,522	2,577	101	1	91,490			94,169
5	1,060	1,011	2,071	65	3	83,390			85,529
6	1,125	1,148	2,273	99	2	75,609			77,983
7	1,298	1,320	2,618	104	2	79,323			82,047
8	940	1,118	2,058	79	2	73,329			75,468
9	1,117	1,311	2,428	62	2	86,674			89,166
10	1,237	1,584	2,821	73	3	101,128			104,025
11	1,649	1,350	2,999	74	3	92,142			95,218
12	1,578	1,329	2,907	51	2	97,354			100,314
1	1,079	1,266	2,345	40	2	94,957			97,344
2	1,058	1,178	2,236	45	1	87,692			89,974
3	1,278	1,264	2,542	100	2	94,626			97,270
計	14,474	15,401	29,875	893	25	1,057,714	0	0	1,088,507

（1）　県北食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種 / 月	牛			と　く	馬	豚	めん羊	山　羊	計
	肉　用	乳　用	計						
4	636	387	1,023	39		26,340			27,402
5	575	230	805	26		23,765			24,596
6	580	292	872	32		21,475			22,379
7	602	298	900	45		22,198			23,143
8	455	275	730	10		20,582			21,322
9	603	314	917	29		25,612			26,558
10	578	385	963	32		29,133			30,128
11	871	322	1,193	32		27,157			28,382
12	772	355	1,127	26		27,355			28,508
1	536	312	848	23		27,019			27,890
2	499	283	782	28		25,310			26,120
3	653	261	914	26		26,730			27,670
計	7,360	3,714	11,074	348	0	302,676	0	0	314,098

（２）　県南食肉衛生検査所

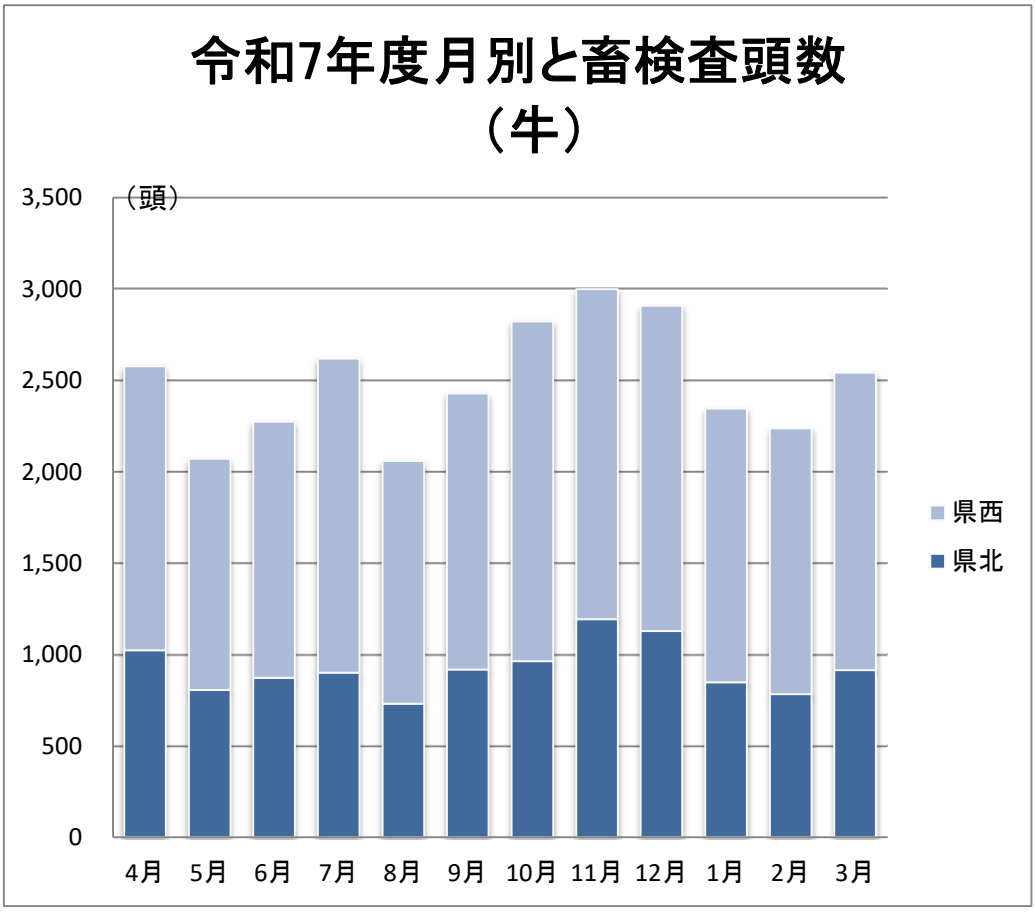
（単位：頭）

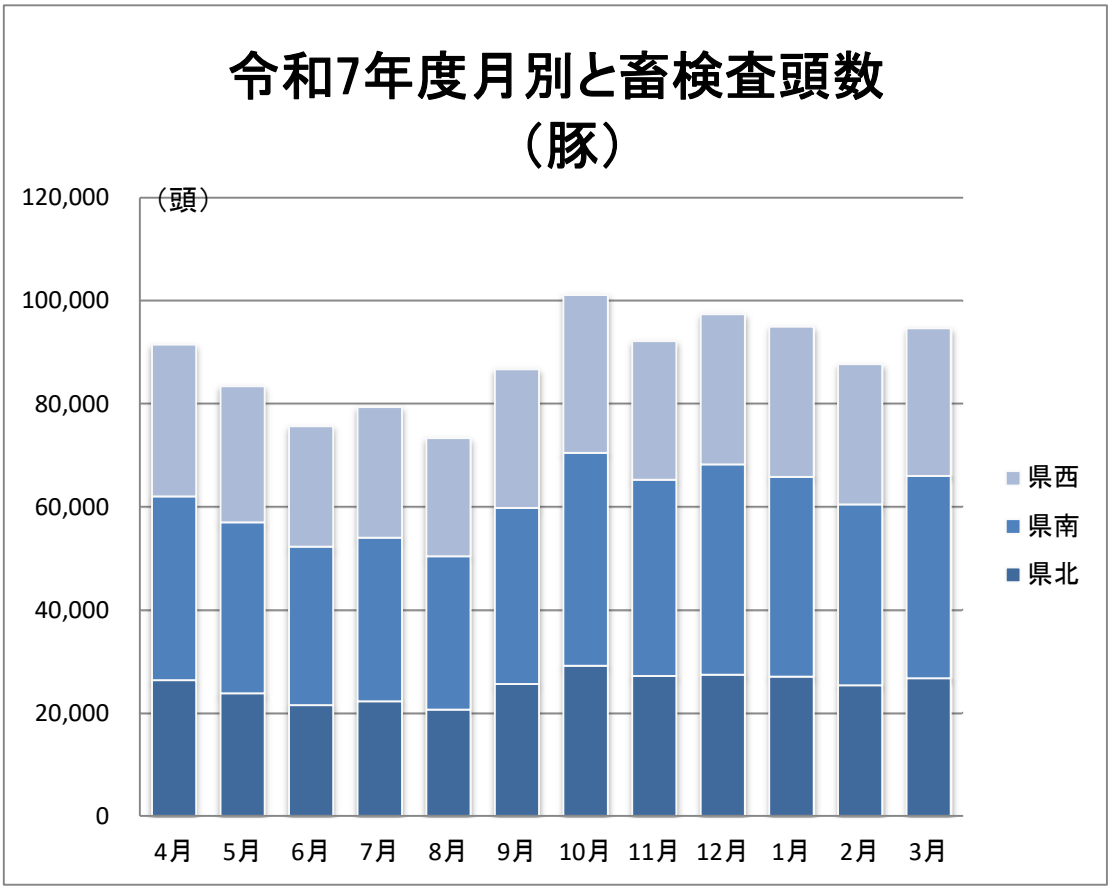
畜種／月	牛			と　く	馬	豚	めん羊	山　羊	計
	肉　用	乳　用	計						
4						35,696			35,696
5						33,200			33,200
6						30,751			30,751
7						31,821			31,821
8						29,794			29,794
9						34,134			34,134
10						41,312			41,312
11						38,087			38,087
12						40,861			40,861
1						38,758			38,758
2						35,125			35,125
3						39,246			39,246
計	0	0	0	0	0	428,785	0	0	428,785

（３）　県西食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種／月	牛			と　く	馬	豚	めん羊	山　羊	計
	肉　用	乳　用	計						
4	419	1,135	1,554	62	1	29,454			31,071
5	485	781	1,266	39	3	26,425			27,733
6	545	856	1,401	67	2	23,383			24,853
7	696	1,022	1,718	59	2	25,304			27,083
8	485	843	1,328	69	2	22,953			24,352
9	514	997	1,511	33	2	26,928			28,474
10	659	1,199	1,858	41	3	30,683			32,585
11	778	1,028	1,806	42	3	26,898			28,749
12	806	974	1,780	25	2	29,138			30,945
1	543	954	1,497	17	2	29,180			30,696
2	559	895	1,454	17	1	27,257			28,729
3	625	1,003	1,628	74	2	28,650			30,354
計	7,114	11,687	18,801	545	25	326,253	0	0	345,624


令和7年度月別と畜検査頭数
（牛）
（頭）
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
県西
県北


令和7年度月別と畜検査頭数
（豚）
（頭）
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
県西
県南
県北

４　と畜場別・月別と畜検査頭数

（１）県北食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種 / と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	計						
（株）茨城県中央食肉公社	7,360	3,714	11,074	348	0	302,676	0	0	314,098

月　別

（単位：頭）

月 / と畜場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
（株）茨城県中央食肉公社	27,402	24,596	22,379	23,143	21,322	26,558	30,128	28,382	28,508	27,890	26,120	27,670	314,098

（２）県南食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種 / と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	計						
竜ヶ崎食肉センター						100,481			100,481
取手食肉センター						188,262			188,262
茨城協同食肉（株）						139,853			139,853
土浦食肉（協）						0			0
全農飼料畜産中央研究所						189			189
茨城県畜産センター養豚研究所						0			0
計	0	0	0	0	0	428,785	0	0	428,785

月　別

（単位：頭）

月 / と畜場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
竜ヶ崎食肉センター	8,622	7,823	7,624	7,461	7,829	8,161	9,378	8,720	9,001	9,017	7,967	8,878	100,481
取手食肉センター	15,381	14,381	12,841	13,832	12,242	14,471	18,031	16,931	18,994	17,184	15,851	18,123	188,262
茨城協同食肉（株）	11,693	10,996	10,286	10,528	9,714	11,472	13,870	12,418	12,858	12,523	11,273	12,222	139,853
土浦食肉（協）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全農飼料畜産中央研究所	0	0	0	0	9	30	33	18	8	34	34	23	189
茨城県畜産センター養豚研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	35,696	33,200	30,751	31,821	29,794	34,134	41,312	38,087	40,861	38,758	35,125	39,246	428,785

（３）県西食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種 / と畜場名	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
	肉用	乳用	計						
筑西食肉センター	5,502	11,687	17,189	545	25	21,807			39,566
下妻地方食肉(協)	1,612		1,612	0	0	133,958			135,570
茨城協同食肉㈱下妻事業所						170,488			170,488
(独)家畜改良センター茨城牧場						0			0
計	7,114	11,687	18,801	545	25	326,253	0	0	345,624

月　別

（単位：頭）

月 / と畜場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
筑西食肉センター	3,092	2,871	2,733	3,089	2,594	2,998	3,713	3,489	3,275	3,586	3,815	4,311	39,566
下妻地方食肉(協)	12,371	10,619	9,761	10,346	9,552	11,401	12,805	11,042	12,140	12,303	11,171	12,059	135,570
茨城協同食肉㈱下妻事業所	15,608	14,243	12,359	13,648	12,206	14,075	16,067	14,218	15,530	14,807	13,743	13,984	170,488
(独)家畜改良センター茨城牧場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	31,071	27,733	24,853	27,083	24,352	28,474	32,585	28,749	30,945	30,696	28,729	30,354	345,624

5　獣畜の疾病別とさつ禁止及び廃棄頭数

茨城県

（単位：頭）

畜種	検査頭数	処分内訳	実頭数	疾病別頭数																													
				細菌病								ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病														計
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他					
牛	29,875	禁止																															
		全部廃棄	197																	62	6	4	1	※124								197	
		一部廃棄	11,808							80	1					1	1								11,419	1,259	2,201					14,962	
とく	893	禁止																															
		全部廃棄	6																	4	1			1								6	
		一部廃棄	389							2															416	16	34					468	
馬	25	禁止																															
		全部廃棄	1																	1												1	
		一部廃棄	4							1															5							6	
豚	1,057,714	禁止																															
		全部廃棄	1,549		69	4													408	1,047	1	13		7								1,549	
		一部廃棄	727,132								7,561							71,349							725,954	3,349	8,215					816,428	
めん羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
山羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
合計	1,088,507	禁止																															
		全部廃棄	1,753		69	4													408	1,114	8	17	1	132								1,753	
		一部廃棄	739,333							83	7,562					1	71,350								737,794	4,624	10,450					831,864	

※　腫瘍として廃棄したもののうち牛伝染性リンパ腫と判定したものは123頭

（1）県北食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種	検査頭数	処分内訳	実頭数	疾病別頭数																													計		
				細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病															
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他		豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他						
牛	11,074	禁止																																	
		全部廃棄	100																														100		
		一部廃棄	4,912							5	1						1	1			31	5	1	1	※62		4,541	926	1,109					6,584	
とく	348	禁止																																	
		全部廃棄	4																		2	1			1								4		
		一部廃棄	226																								254	15	13				282		
馬		禁止																																	
		全部廃棄																																	
		一部廃棄																																	
豚	302,676	禁止																																	
		全部廃棄	784		32	4															154	589		4		1							784		
		一部廃棄	218,857								3,104							12,816								218,855	3,207	6,283					244,265		
めん羊		禁止																																	
		全部廃棄																																	
		一部廃棄																																	
山羊		禁止																																	
		全部廃棄																																	
		一部廃棄																																	
合計	314,098	禁止																																	
		全部廃棄	888		32	4															154	622	6	5	1	64							888		
		一部廃棄	223,995							5	3,105						1	12,817								223,650	4,148	7,405					251,131		

※　腫瘍として廃棄したもののうち牛伝染性リンパ腫と判定したものは62頭

（2）県南食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種	検査頭数	処分内訳	実頭数	疾病別頭数																												計		
				細菌病								ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病															
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他						
牛		禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
とく		禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
馬		禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
豚	428,785	禁止																																
		全部廃棄	381		34														65	271	1	6		4								381		
		一部廃棄	286,591							2,848							28,416								286,590	53	977					318,884		
めん羊		禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
山羊		禁止																																
		全部廃棄																																
		一部廃棄																																
合計	428,785	禁止																																
		全部廃棄	381		34														65	271	1	6		4								381		
		一部廃棄	286,591							2,848							28,416								286,590	53	977					318,884		

（3）県西食肉衛生検査所

（単位：頭）

畜種	検査頭数	処分内訳	実頭数	疾病別頭数																													
				細菌病									ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病													計
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他		豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他				
牛	18,801	禁止																															
		全部廃棄	97																		31	1	3		※62							97	
		一部廃棄	6,896							75																6,878	333	1,092				8,378	
とく	545	禁止																															
		全部廃棄	2																		2											2	
		一部廃棄	163							2																162	1	21				186	
馬	25	禁止																															
		全部廃棄	1																		1											1	
		一部廃棄	4							1																5						6	
豚	326,253	禁止																															
		全部廃棄	384		3															189	187		3		2							384	
		一部廃棄	221,684								1,609								30,117							220,509	89	955				253,279	
めん羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
山羊		禁止																															
		全部廃棄																															
		一部廃棄																															
合計	345,624	禁止																															
		全部廃棄	484		3															189	221	1	6		64							484	
		一部廃棄	228,747							78	1,609								30,117							227,554	423	2,068				261,849	

※腫瘍として廃棄したもののうち牛伝染性リンパ腫と判定したものは61頭

6　病畜の疾病別分類

茨城県（県北食肉衛生検査所）

（単位：頭）

判定病名＼畜種			肉用牛	乳用牛	と　く	馬	豚	めん羊	山羊	計
全部廃棄	豚丹毒									
	トキソプラズマ病									
	膿毒症						16			16
	敗血症			9	1		12			22
	尿毒症		1							1
	高度の黄疸		1							1
	高度の水腫									
	腫瘍		9	10						19
	その他									
	小計		11	19	1		28			59
一部廃棄	呼吸循環器系	心嚢・外膜炎	2	3			9			14
		胸膜炎	1				4			5
		肺炎	6	6	1		21			34
	消化器系	胃腸炎	2	4			9			15
		食滞								
		第四胃変位		1						1
		鼓脹症								
		肝炎	4	14			7			25
		肝膿瘍	1	1			1			3
		脂肪肝		3			1			4
		肝硬変								
		富脈斑		1						1
		腹膜炎		4			3			7
		直腸脱								
		寄生肝								
		肝蛭症								
		その他	1	2			1			4
	泌尿生殖器系	腎炎		2			5			7
		膀胱炎	1				3			4
		尿石症								
		子宮内膜炎		1			8			9
		膣・子宮脱					1			1
		乳房炎		2						2
		難産								
		その他	2	5			6			13
	運動器系	関節炎	11	37	2		46			96
		骨折	14	12	1		45			72
		脱臼	14	76			32			122
		筋炎	1	2						3
		筋変性	1	5			6			12
		蹄炎		1			1			2
		膿瘍		2			3			5
		その他	7	15	1		24			47
	その他	起立不能症	21	28			81			130
		産後起立不能								
		脂肪壊死症	1							1
		放線菌症								
		軽度の黄疸								
		奇形	1				1			2
		抗酸菌症					2			2
		その他	4	1			1			6
	小計		95	228	5		321			649
合計			106	247	6		349			708

※上記数字は、４．獣畜の疾病別とさつ禁止及び廃棄頭数（1）県北食肉衛生検査所の件数の一部再計上です。

7　と畜場において発見された主な人獣共通感染症

茨城県　　（単位：頭）

疾病名＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
豚　丹　毒	11	8	1	6	5	8	3	9	11	4	1	2	69
計	11	8	1	6	5	8	3	9	11	4	1	2	69

（1）県北食肉衛生検査所

ア．豚丹毒　　（単位：頭）

と畜場名＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
（株）茨城県中央食肉公社	7	3		2		3	2	6	4	3		2	32

（2）県南食肉衛生検査所

ア．豚丹毒　　（単位：頭）

と畜場名＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
竜ヶ崎食肉センター		3				1							4
取手食肉センター	1	1	1			1			2				6
茨城協同食肉（株）	2	1		4	5	3	1	2	4	1	1		24
土浦食肉（協）													
全農飼料畜産中央研究所													
茨城県畜産センター養豚研究所													
計	3	5	1	4	5	5	1	2	6	1	1		34

（3）県西食肉衛生検査所

ア．豚丹毒　　（単位：頭）

と畜場名＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
筑西食肉センター													
下妻地方食肉(協)								1					1
茨城協同食肉㈱下妻事業所	1								1				2
(独)家畜改良センター茨城牧場													
計	1							1	1				3

8　と畜場法に基づく検査

（1）精密検査実施状況

茨城県

畜種	検査項目／疾病名	精密検査頭数(頭)	延べ検査件数(件)	精密検査項目 細菌検査(件)	遺伝子検査(件)	病理検査(件)	理化学検査(件)	血液検査(件)	寄生虫検査(件)	BSE検査(件)	抗菌性物質検査 簡易法(件)	抗菌性物質検査 系統別推定法(件)	抗菌性物質検査 同定定量(件)	全部廃棄頭数(頭)	一部廃棄頭数(頭)
牛	敗血症	63	529	378	5	10	2				126	4	4	59	4
	黄疸	1	3				1				2			1	
	尿毒症	12	36				12				24			5	7
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫	131	2,109		655	1,310					140	2	2	123	8
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	※BSEスクリーニング検査														
	その他	5	10								10			1	4
	小計	212	2,687	378	660	1,320	15				302	6	6	189	23
とく	敗血症	4	36	24							8	2	2	4	
	黄疸														
	尿毒症	1	7				1				2	2	2	1	
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫	2	35		10	20	1				4			1	1
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	7	78	24	10	20	2				14	4	4	6	1
豚	敗血症	260	2,093	1,560			1				520	6	6	215	45
	豚丹毒 心内膜炎型	37	333	222	37						74			37	
	豚丹毒 蕁麻疹型	21	145	63	30						42	4	6	15	6
	豚丹毒 関節炎型	44	296	176	32						88			16	28
	豚丹毒 敗血症型														
	サルモネラ症	8	56	32							16	4	4	4	4
	抗酸菌症														
	黄疸	1	9	6			1				2			1	
	尿毒症														
	腫瘍														
	トキソプラズマ病														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	371	2,932	2,059	99		2				742	14	16	288	83
その他の獣畜	敗血症	1	8	6							2			1	
	黄疸														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	1	8	6							2			1	
合計		591	5,705	2,467	769	1,340	19				1,060	24	26	484	107

※BSEスクリーニング検査は県西食肉衛生検査所に集約

1）県北食肉衛生検査所

畜種	検査項目／疾病名	精密検査頭数(頭)	延べ検査件数(件)	精密検査項目 細菌検査(件)	遺伝子検査(件)	病理検査(件)	理化学検査(件)	血液検査(件)	寄生虫検査(件)	BSE検査(件)	抗菌性物質検査 簡易法(件)	系統別推定法(件)	同定定量(件)	全部廃棄頭数(頭)	一部廃棄頭数(頭)
牛	敗血症	33	281	198	5	10	2				66			31	2
	黄疸	1	3				1				2			1	
	尿毒症	12	36				12				24			5	7
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫	70	1194		350	700					140	2	2	62	8
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	BSEスクリーニング検査														
	その他	5	10								10			1	4
	小計	121	1524	198	355	710	15				242	2	2	100	21
とく	敗血症	2	16	12							4			2	
	黄疸														
	尿毒症	1	7				1				2	2	2	1	
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫	2	35		10	20	1				4			1	1
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	5	58	12	10	20	2				10	2	2	4	1
豚	敗血症	40	329	240			1				80	4	4	25	15
	丹毒 心内膜炎型	22	198	132	22						44			22	
	丹毒 蕁麻疹型	10	76	30	18						20	4	4	9	1
	丹毒 関節炎型	1	8	4	2						2			1	
	丹毒 敗血症型														
	サルモネラ症	8	56	32							16	4	4	4	4
	抗酸菌症														
	黄疸	1	9	6			1				2			1	
	尿毒症														
	腫瘍														
	トキソプラズマ病														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	82	676	444	42		2				164	12	12	62	20
その他の獣畜	敗血症														
	黄疸														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計														
合計		208	2258	654	407	730	19				416	16	16	166	42

2）県南食肉衛生検査所

畜種	検査項目／疾病名	精密検査頭数（頭）	延べ検査件数（件）	精密検査項目 細菌検査（件）	遺伝子検査（件）	病理検査（件）	理化学検査（件）	血液検査（件）	寄生虫検査（件）	BSE検査（件）	抗菌性物質検査 簡易法（件）	抗菌性物質検査 系統別推定法（件）	抗菌性物質検査 同定定量（件）	全部廃棄頭数（頭）	一部廃棄頭数（頭）
牛	敗血症														
	黄疸														
	尿毒症														
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫														
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	BSEスクリーニング検査														
	その他														
	小計														
とく	敗血症														
	黄疸														
	尿毒症														
	腫瘍 牛伝染性リンパ腫														
	腫瘍 その他														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計														
豚	敗血症	94	756	564							188	2	2	81	13
	豚丹毒 心内膜炎型	14	126	84	14						28			14	
	豚丹毒 蕁麻疹型	8	52	24	10						16		2	5	3
	豚丹毒 関節炎型	42	282	168	30						84			15	27
	豚丹毒 敗血症型														
	サルモネラ症														
	抗酸菌症														
	黄疸														
	尿毒症														
	腫瘍														
	トキソプラズマ病														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計	158	1,216	840	54						316	2	4	115	43
その他の獣畜	敗血症														
	黄疸														
	有害物質の残留														
	その他														
	小計														
合計		158	1,216	840	54						316	2	4	115	43

3）県西食肉衛生検査所

畜種	検査項目／疾病名		精密検査頭数（頭）	延べ検査件数（件）	精密検査項目 細菌検査（件）	遺伝子検査（件）	病理検査（件）	理化学検査（件）	血液検査（件）	寄生虫検査（件）	BSE検査（件）	抗菌性物質検査 簡易法（件）	抗菌性物質検査 系統別推定法（件）	抗菌性物質検査 同定定量（件）	全部廃棄頭数（頭）	一部廃棄頭数（頭）
牛	敗血症		30	248	180							60	4	4	28	2
	黄疸															
	尿毒症															
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫	61	915		305	610								61	
		その他														
	有害物質の残留															
	BSEスクリーニング検査															
	その他															
	小計		91	1,163	180	305	610					60	4	4	89	2
とく	敗血症		2	20	12							4	2	2	2	
	黄疸															
	尿毒症															
	腫瘍	牛伝染性リンパ腫														
		その他														
	有害物質の残留															
	その他															
	小計		2	20	12							4	2	2	2	
豚	敗血症		126	1,008	756							252			109	17
	豚丹毒	心内膜炎型	1	9	6	1						2			1	
		蕁麻疹型	3	17	9	2						6			1	2
		関節炎型	1	6	4							2				1
		敗血症型														
	サルモネラ症															
	抗酸菌症															
	黄疸															
	尿毒症															
	腫瘍															
	トキソプラズマ病															
	有害物質の残留															
	その他															
	小計		131	1,040	775	3						262			111	20
その他の獣畜	敗血症		1	8	6							2			1	
	黄疸															
	有害物質の残留															
	その他															
	小計		1	8	6							2			1	
合計			225	2,231	973	308	610					328	6	6	203	22

(2) と畜場における枝肉の微生物試験（切り取り検査）

令和2年5月28日付け生食発0528第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づき行った。

検査所名	畜種	切り取り部位	検体数
県北	牛	胸部	60
	豚	胸部	60
県南	豚	頸部	122
		胸部	56
県西	牛	胸部	70
	豚	頸部	135

※　検査項目：一般細菌数、腸内細菌科菌群数

9　食品衛生法に基づく検査

(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査

令和7年6月5日付生衛第326号、第327号「令和7年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の牛及び豚について検査を実施した。

残留抗菌性物質の検査結果

（陽性頭数／検査頭数）

	畜　　種	抗生物質簡易法	抗生物質※1	合成抗菌剤※2	寄生虫駆除剤※3	鎮静剤※4	止瀉剤※5	抗炎症剤※6
県北	牛	0/25	0/25	0/25	0/25			
	豚	0/30	0/30	1/30	0/30			
県南	豚	7/30	0/30	0/30	0/30			
県西	牛	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20
	豚	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30

※1 県北・県南：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
　　県　　西：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
※2 県北・県南：スルファジミジン、スルファドキシン、スルファモノメトキシン、スルファジメトキシン、スルファキノキサリン、オルメトプリム、トリメトプリム、ピリメタミン(牛を除く)
　　県　　西：チアンフェニコール、ジニトルミド、ピリメタミン、トリメトプリム、オルメトプリム、バルネムリン
スルファキノキサリン、スルファジミジン、スルファドキシン、スルファジメトキシン（牛を除く）
※3 県北・県南：レバミゾール
　　県　　西：レバミゾール
※4 県　　西：マホプラジン
※5 県　　西：メンブトン
※6 県　　西：ケトプロフェン、フルニキシン

(2) 食品中の残留抗菌性物質検査

と畜検査により保留となった獣畜を対象として実施した。検査方法は、令和7年6月2日付健生食監発0602第3号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」に準拠した。陽性頭数は、簡易検査法で陽性となり、薬剤の同定もしくは薬剤の系統が同定されたものについて計上した。

残留抗菌性物質検査実施頭数及び検査結果

（単位：頭）

		牛		とく	その他	豚	合　計
		乳　用	肉　用				
県北	検査実施頭数	55	66	5		82	208
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	0 (0)	1 (0)	1 (1)		6 (3)	8 (4)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)
県南	検査実施頭数					158	158
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）					2 (2)	2 (2)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）					1 (0)	1 (0)
県西	検査実施頭数	30		2	1	131	164
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	2 (0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	2 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
合計	検査実施頭数	85	66	7	1	371	530
	陽性頭数（筋肉陽性頭数）	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	8 (5)	13 (6)
	廃棄処分頭数（食品衛生法による廃棄処分頭数）	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)

(3) 食品検査施設における検査等の業務管理(GLP)について

平成9年4月1日から、食品衛生法により行う検査等に関する業務管理(GLP)の実施が義務づけられた。
本県では、「茨城県食品衛生検査施設業務管理組織等要綱」を制定し、検査に関する業務管理を実施した。
また、平成9年度より理化学検査及び微生物学検査について食品衛生外部精度管理調査に参加している。

１０　ＢＳＥ検査

ＢＳＥスクリーニング検査実績状況

茨　城　県

	と畜頭数（牛、とく）	検査対象牛（頭）※1	その他の牛（頭）※2	検査頭数	検査割合（%）	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニング検査	確定検査	
H28年度	25,105	10,833	1	10,834	43			10,834
H29年度	31,764	3		3	0.009			3
H30年度	34,069			0				
H31年度	36,562			0				
R 2年度	26,339			0				
R 3年度	25,451			0				
R 4年度	30,024			0				
R 5年度	33,659			0				
R 6年度	33,541			0				
R 7年度	30,768			0				

※1 検査対象月齢は以下のとおりである
平成25年 7月 1日～平成29年3月31日：48ヶ月齢超
平成29年 4月 1日～令和 6年3月31日：24ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛
令和 6年 4月 1日～　：全ての月齢の牛のうち、行動異常又は神経症状を呈する牛
※2 生後48ヶ月齢以下で、生体検査においてBSEスクリーニング検査が必要と判断された牛

(1) 県北食肉衛生検査所

	と畜頭数（牛、とく）	検査対象牛（頭）※1	その他の牛（頭）※2	検査頭数	検査割合（%）	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニング検査	確定検査	
H28年度	10,834	2,421	1	2,422	22			2,422
H29年度	17,260	2		2	0.012			2
H30年度	19,495			0				
H31年度	21,554			0				
R 2年度	10,696			0				
R 3年度	9,920			0				
R 4年度	10,357			0				
R 5年度	10,976			0				
R 6年度	12,559			0				
R 7年度	11,422			0				

(2) 県南食肉衛生検査所

※平成21年度以降牛の処理は行われていない。

(3) 県西食肉衛生検査所

	と畜頭数（牛、とく）	検査対象牛（頭）※1	その他の牛（頭）※2	検査頭数	検査割合（%）	陽性頭数		陰性頭数
						スクリーニング検査	確定検査	
H28年度	14,271	8,412		8,412	59			8,412
H29年度	14,504	1		1	0.007			1
H30年度	14,574			0				
H31年度	15,008			0				
R 2年度	15,643			0				
R 3年度	15,531			0				
R 4年度	19,667			0				
R 5年度	22,683			0				
R 6年度	20,982			0				
R 7年度	19,346			0				

第３章　食鳥検査事業

１　食鳥検査事業

（１）検査体制

現在、県内の大規模食鳥処理施設は４施設あり、県西食肉衛生検査所が全てを所管している。処理羽数及び処理時間に応じて１名ないし２名の検査体制で対応しており、成鶏３処理場にCCTV（モニターカメラ）を設置するなど、検査業務の効率化を図っている。なお、認定小規模食鳥処理場については、保健所が管轄している。

（２）検査羽数及び検査結果に基づく処置状況

令和７年度の検査総数は22,413,654羽（前年度21,072,867羽）で1,340,787羽（6.4%）増加した。
ブロイラーは4,333,804羽（前年度3,137,596羽）で1,196,208羽（38%）増加した。

ブロイラー解体禁止：37,025羽（前年度24,382羽）

主な疾病は、削痩及び発育不良25,912羽、放血不良7,334羽、腹水症2,787羽などであった。

（前年度：放血不良12,165羽、削痩及び発育不良8,327羽、腹水症3,351羽）

ブロイラー全部廃棄：8,561羽（前年度8,662羽）

主な疾病は、腹水症3,635羽、大腸菌症3,190羽、敗血症757羽などであった。

（前年度：腹水症3,437羽、大腸菌症2,819羽、敗血症1,133羽）

成鶏は18,079,850羽（前年度17,935,271羽）で144,579羽（0.8%）増加した。

成鶏解体禁止：49,479羽（前年度49,474羽）

主な疾病は、腹水症17,896羽、削痩及び発育不良9,992羽、放血不良8,694羽などであった。

（前年度：腹水症17,942羽、削痩及び発育不良11,062羽、放血不良9,618羽）

成鶏全部廃棄：20,282羽（前年度19,542羽）

主な疾病は、腫瘍9,483羽、削痩及び発育不良1,910羽、腹水症159羽などであった。

（前年度：腫瘍8,383羽、削痩及び発育不良1,717羽、腹水症299羽）

（３）衛生対策

食鳥処理業者に対し、HACCPプランが適正に運用されているか監視指導を実施した。また、食鳥処理場に対し、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に基づく毎日の衛生点検を実施するとともに、「茨城県食品衛生監視指導計画」に基づく計画的な監視指導の実施により、施設設備の衛生確保及び食鳥処理に係る衛生管理の向上を図った。その他、食鳥とたいの切り取り検査及び設備機器等の拭き取りATP検査等を実施し、その検査結果等を踏まえた衛生指導や衛生講習会を開催することにより、従事者の衛生意識の向上を図った。

（４）残留抗菌性物質モニタリング検査

安全な食鳥肉の供給を図るため、「食鳥肉の残留抗菌性物質モニタリング検査実施要領」に基づき、食鳥肉等における動物用医薬品の検査を実施した。

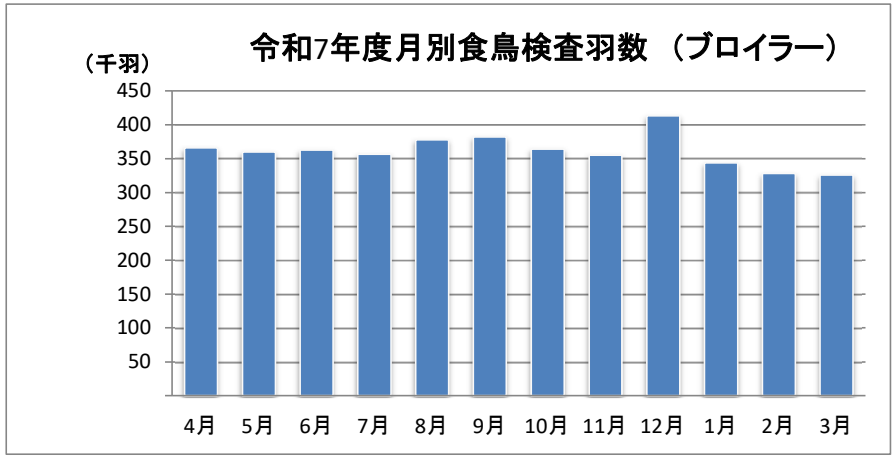
（５）高病原性鳥インフルエンザ対策

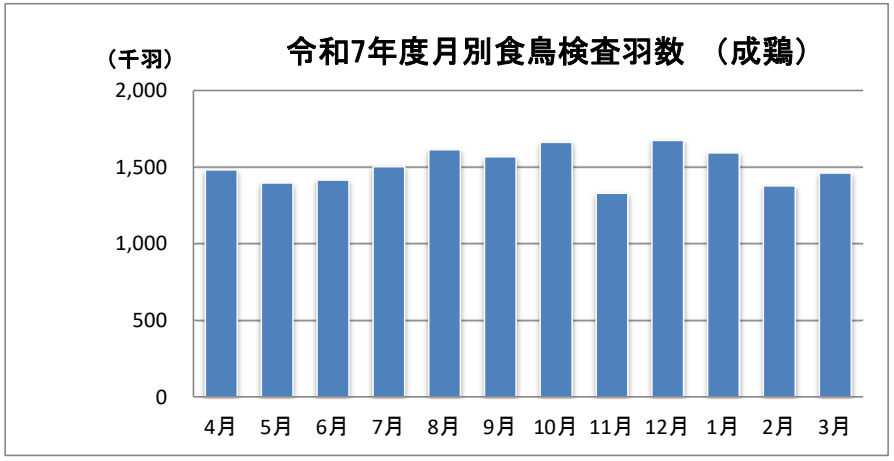
高病原性鳥インフルエンザ対策として、食鳥処理業者に対し、集鳥時における異常の有無の確認を行うよう指導し、食鳥処理場への高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の搬入防止を図るとともに、「茨城県食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査実施要領」に基づき食鳥処理場での異常鶏発生時等における検査体制の強化を図った。

２　令和7年度食鳥検査羽数

茨城県（県西食肉衛生検査所）　　（単位：羽）

鶏種＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合　計
ブロイラー	365, 711	359, 815	362, 512	356, 283	377, 884	382, 273	364, 068	355, 069	413, 281	343, 453	327, 820	325, 635	4, 333, 804
成鶏	1, 482, 118	1, 396, 479	1, 416, 688	1, 502, 589	1, 612, 532	1, 567, 286	1, 662, 576	1, 331, 548	1, 675, 552	1, 593, 723	1, 378, 648	1, 460, 111	18, 079, 850
あひる													
七面鳥													
計	1, 847, 829	1, 756, 294	1, 779, 200	1, 858, 872	1, 990, 416	1, 949, 559	2, 026, 644	1, 686, 617	2, 088, 833	1, 937, 176	1, 706, 468	1, 785, 746	22, 413, 654





3　食鳥処理場別食鳥検査羽数

茨城県（県西食肉衛生検査所）

処理場別　　（単位：羽）

項目 / 処理場名	検査羽数				
	ブロイラー	成　鶏	あひる	七面鳥	計
境　食　鳥		6,610,541			6,610,541
三　和　食　鶏		6,710,303			6,710,303
高　井　産　業		4,759,006			4,759,006
エスファクトリー千葉	4,333,804				4,333,804
計	4,333,804	18,079,850			22,413,654

月　別　　（単位：羽）

月 / 処理場名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
境　食　鳥	471,148	611,391	518,071	516,747	626,706	611,220	600,432	492,448	586,020	593,704	498,915	483,739	6,610,541
三　和　食　鶏	550,232	505,594	514,113	567,837	633,840	524,856	668,878	519,764	592,542	582,767	459,183	590,697	6,710,303
高　井　産　業	460,738	279,494	384,504	418,005	351,986	431,210	393,266	319,336	496,990	417,252	420,550	385,675	4,759,006
エスファクトリー千葉	365,711	359,815	362,512	356,283	377,884	382,273	364,068	355,069	413,281	343,453	327,820	325,635	4,333,804
計	1,847,829	1,756,294	1,779,200	1,858,872	1,990,416	1,949,559	2,026,644	1,686,617	2,088,833	1,937,176	1,706,468	1,785,746	22,413,654

4　食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因

茨城県(県西食肉衛生検査所)　　(単位：羽)

鶏種			ブロイラー			成鶏			あひる			七面鳥		
検査羽数			4,333,804			18,079,850								
処分内訳			禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄
処分実数			37,025	8,561	3,721	49,479	20,282							
疾病別羽数	ウイルス病	鶏痘												
		伝染性気管支炎												
		伝染性咽頭気管炎												
		ニューカッスル病												
		鶏白血病												
		封入体肝炎												
		マレック病												
		その他												
	細菌病	大腸菌症		3,190										
		伝染性コリーザ												
		サルモネラ症												
		ブドウ球菌症												
		その他												
	その他の疾病	毒血症												
		膿毒症												
		敗血症	5	757										
		真菌病												
		原虫病												
		寄生虫病												
		変性			1,263									
		尿酸塩沈着症												
		水腫												
		腹水症	2,787	3,635		17,896	159							
		出血	349	731	9									
		炎症	3	189	2,448									
		萎縮												
		腫瘍		9			9,483							
		臓器の異常な形等												
		異常体温												
		黄疸		2		2,493	26							
		外傷	30		1									
		中毒諸症												
		削痩及び発育不良	25,912	11		9,992	1,910							
		放血不良	7,334	1		8,694	64							
		湯漬過度	605			3,200	56							
		その他		36		7,204	8,584							
	計		37,025	8,561	3,721	49,479	20,282							

5 食鳥処理場におけるとたい等の微生物汚染実態調査

令和2年5月28日付け生食発0528第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」及び「茨城県県西食肉衛生検査所食鳥処理場衛生状況調査実施要領」に基づいて実施した。

茨城県（県西食肉衛生検査所）

検査対象		検体数	
		食中毒菌 ※1	汚染指標菌 ※2
とたい	ブロイラー	10	30
	成　鶏	30	90
合　計		40	120

※1：サルモネラ、黄色ブドウ球菌、カンピロバクター
※2：一般細菌数、腸内細菌科菌群数

6 食品衛生法に基づく検査

(1)食鳥肉中の残留有害物質のモニタリング検査

令和7年6月5日付生衛第327号「令和7年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の鶏について検査を実施した。

（陽性羽数／検査羽数）

	抗生物質 簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	駆除剤 ※3	止瀉剤 ※4	鎮静剤 ※5	抗炎症剤 ※6
県　西	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40	0/40

※1：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
※2：スルファジミジン、スルファドキシン、スルファモノメトキシン、スルファジメトキシン、スルファキノキサリン、オルメトプリム、トリメトプリム、ピリメタミン、ジニトルミド、チアンフェニコール、バルネムリン
※3：レバミゾール
※4：メンブトン
※5：マホプラジン
※6：ケトプロフェン、フルニキシン

(2)残留抗菌性物質のモニタリング検査結果

抗菌性物質の残留した食鳥肉の市場への流通防止を目的とし、腎臓を検体としたペプトン不含最小培地による直接法で検査を実施した。

	鶏　種	検体数	陽性数
県　西	ブロイラー	687	0
	成　鶏	2,401	0

第4章　食品衛生監視指導計画

1　令和7年度試験検査実施結果

区　分	項　目	品　名	検査項目	検査所名	目標検体数	実施検体数	検査結果	
							適合検体数	不適合検体数
保健所収去	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　西	豚肉36、鶏肉18、鶏卵27、はちみつ9　90	豚肉36、鶏肉18、鶏卵27、はちみつ9　90	90	0
	輸入食品検査	牛肉、豚肉、鶏肉、エビ、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　西	牛肉18、豚肉18、鶏肉18、エビ18、はちみつ9　81	牛肉18、豚肉18、鶏肉18、エビ18、はちみつ9　81	81	0
検査所収去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　北	牛25 豚30	牛25 豚30	牛25 豚29	1
				県　南	豚30	豚30	豚30	0
				県　西	牛20 豚30	牛20 豚30	牛20 豚30	0
	大規模食鳥処理場における残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　西	40	40	40	0
	と畜場及び大規模食鳥処理場における動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　北	－			
				県　南	－			
				県　西	－			
検査所収去以外	と畜場における枝肉の微生物試験（外部検証）	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	県　北	牛60　豚 60	牛60　豚 60	－	－
				県　南	豚240	豚178	－	－
				県　西	牛120 豚180	牛70 豚135	－	－
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　北	－	牛121とく5 豚82	牛121 とく5 豚82	0
				県　南	－	豚158	豚158	0
				県　西	－	牛30 とく2 豚131 その他1	牛30 とく2 豚131 その他1	0
	大規模食鳥処理場における動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	県　西	1,200	3,088	3,088	0
	大規模食鳥処理場における微生物試験（外部検証）	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、カンピロバクター	県　西	240	120	－	－
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	県　北	－	314,098	313,210	888
		豚		県　南	－	428,785	428,404	381
		牛、馬、豚		県　西	－	345,624	345,140	484
	食鳥処理法に基づく検査	鶏	食鳥検査、精密検査	県　西	－	22,413,654	22,298,307	115,347
	BSE(TSE)検査	牛、（めん羊、山羊）	BSE(TSE)スクリーニング検査	県　北	－	0	0	0
				県　西	－	0	0	0

2　令和8年度業種(施設)別立入検査目標回数

立ち入り検査回数	業種
年2回以上	と畜場及び食鳥処理場

3　令和8年度試験検査計画

区　　分	項　　目	品　　名	検査項目	目標検体数
保健所収去	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	90
	食肉の試験検査	食肉、焼き鳥等、生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。））	サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、腸内細菌科菌群等	36
検査所収去	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	牛豚計135
	大規模食鳥処理場における残留有害物質モニタリング検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	40
	と畜場及び大規模食鳥処理場における動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	－
検査所収去以外	と畜場における枝肉の微生物試験（外部検証）	枝肉	一般細菌数、腸内細菌科菌群数	牛120　豚430
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	－
	放射性物質検査	牛枝肉	放射性セシウム	－
	大規模食鳥処理場における動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等）等	2,500
	大規模食鳥処理場における微生物試験（外部検証）	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	一般細菌数、腸内細菌科菌群数、カンピロバクター	120
	と畜場法に基づく検査	牛、馬、豚、めん羊、山羊	と畜検査、精密検査	－
	食鳥処理法に基づく検査	鶏、あひる、七面鳥	食鳥検査、精密検査	－
	BSE(TSE)検査	牛、（めん羊、山羊）	BSE(TSE)スクリーニング検査	－

４　令和８年度茨城県食品衛生監視指導計画

趣旨

茨城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）は、本県の地域の実情を踏まえ、飲食に起因する県民の衛生上の危害を防止し、県民の健康の保護を図ることを目的として、食品衛生法第24条の規定により策定するものです。

茨城県では、県民の生命及び健康を保護するとともに、消費者から信頼される安全にかつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与するため、「茨城県食の安全・安心推進条例（以下「推進条例」という。）」の規定に基づき、平成21年12月に、新たな「茨城県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、さらに、生産から消費に至るフードチェーンの各段階における一貫した食の安全・安心確保に取り組むため、基本方針の施策の体系毎の具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を定め、総合的な食の安全対策を推進しています。

令和７年度監視指導計画においては、アクションプランとの整合・調和を図りながら、①食品等事業者（食品衛生法第３条第１項に規定する「食品等事業者」をいう。以下同じ。）に対する監視指導、②食品等の試験検査、③食中毒等健康被害防止対策、④食品表示の適正化の推進、⑤リスクコミュニケーションの推進等を大きな柱に食品衛生対策を実施します。

詳細は **https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_kanshishidou.html** で公開。

食肉衛生検査所は、本監視指導計画中、監視指導及び試験検査の実施機関として位置付けられていることから、以下の行動目標を推進し安全な食肉の確保に努めてまいります。

（１）と畜検査・食鳥検査（食肉衛生検査所）

食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が、食用を目的とする牛や豚、鶏等を検査し、食用に適さない食肉、食鳥肉の流通を防止します。

なお、と畜検査においてはと畜検査結果データをとりまとめ、と畜検査結果を迅速に生産者に情報提供します。

（２）BSE（TSE）スクリーニング検査（食肉衛生検査所）

食肉として処理される牛のうち、生体検査において異常姿勢、異常歩様、起立不能等（起立不能等症状の原因が明らかな牛は除く。）の行動異常又は神経症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施するとともに、と畜場段階で牛の特定部位を確実に除去します。

さらに、めん羊及び山羊についても、と畜場法施行規則に基づきスクリーニング検査を実施します。

（３）食肉の衛生対策として実施する微生物検査（食肉衛生検査所及び衛生研究所）

と畜場、大規模食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場において、獣畜等が衛生的に処理されていることを検証するため、微生物検査を実施します。

（４）収去検査：食肉、食鳥肉等畜水産食品中の残留動物用医薬品検査（食肉衛生検査所）

ア 県内に流通する食肉類、鶏卵、はちみつの残留動物用医薬品検査を実施します。

イ と畜場及び食鳥処理場段階で抗菌性物質等の残留した食肉及び食鳥肉の流通を防止するため、残留動物用医薬品検査を実施します。

第5章　と畜検査及び食鳥検査統計

1　と畜検査統計

(1) と畜検査頭数の推移

（単位：頭）

	畜種／年度	牛	と　く	馬	豚	めん羊	山　羊	計
茨城県	H28	23,936	1,169	7	1,296,198	1	0	1,321,311
	H29	30,725	1,039	8	1,291,783	2	0	1,323,557
	H30	33,095	974	1	1,269,876	1	0	1,303,947
	H31	35,624	938	6	1,274,411	1	0	1,310,980
	R 2	25,479	860	3	1,330,586	3	0	1,356,931
	R 3	24,664	787	0	1,297,147	0	1	1,322,599
	R 4	28,704	1,320	6	1,177,050	0	0	1,207,080
	R 5	32,364	1,295	29	1,081,991	0	1	1,115,680
	R 6	32,320	1,221	22	1,025,321	0	0	1,058,884
	R 7	29,875	893	25	1,057,714	0	0	1,088,507
県北	H28	10,062	772	1	320,033	1		330,869
	H29	16,568	692	1	307,189	2		324,452
	H30	18,813	682	1	295,817	1		315,314
	H31	20,930	624		304,130	1		325,685
	R 2	10,241	455	1	302,607	3		313,307
	R 3	9,515	405		302,825		1	312,746
	R 4	9,906	451		297,454			307,811
	R 5	10,597	379		303,356		1	314,333
	R 6	12,109	450		294,782			307,341
	R 7	11,074	348		302,676			314,098
県南	H28				530,061			530,061
	H29				529,237			529,237
	H30				529,511			529,511
	H31				544,871			544,871
	R 2				552,345			552,345
	R 3				537,664			537,664
	R 4				520,153			520,153
	R 5				458,477			458,477
	R 6				434,620			434,620
	R 7				428,785			428,785
県西	H28	13,874	397	6	446,104			460,381
	H29	14,157	347	7	455,357			469,868
	H30	14,282	292		444,548			459,122
	H31	14,694	314	6	425,410			440,424
	R 2	15,238	405	2	475,634			491,279
	R 3	15,149	382		456,658			472,189
	R 4	18,798	869	6	359,443			379,116
	R 5	21,767	916	29	320,158			342,870
	R 6	20,211	771	22	295,919			316,923
	R 7	18,801	545	25	326,253			345,624

（2）と畜場別と畜検査頭数の推移

1）県北食肉衛生検査所

（単位：頭）

年度／と畜場名	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
（株）茨城県中央食肉公社	330,869	317,078	305,156	313,776	313,307	312,746	307,811	314,333	307,341	314,098

2）県南食肉衛生検査所

（単位：頭）

年度／と畜場名	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
竜ヶ崎食肉センター	103,934	104,141	105,508	118,752	120,700	116,836	116,776	113,249	107,336	100,481
取手食肉センター	178,912	172,642	168,161	174,532	189,584	187,660	192,996	193,398	180,685	188,262
茨城協同食肉（株）	177,371	183,240	189,281	192,285	183,805	174,277	155,038	140,337	146,323	139,853
土浦食肉（協）	69,452	68,715	66,184	58,943	57,937	58,590	54,935	11,141		
全農飼料畜産中央研究所	361	425	357	349	319	301	408	352	276	189
※茨城県畜産センター養豚研究所	31	74	20	10						
計	530,061	529,237	529,511	544,871	552,345	537,664	520,153	458,477	434,620	428,785

※ 平成24年3月22日までは試験研究機関であったが、平成24年3月23日に簡易と畜場を設置。

3）県西食肉衛生検査所

（単位：頭）

年度／と畜場名	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
筑西食肉センター	175,570	177,890	160,513	152,565	177,767	173,104	74,512	32,830	37,858	39,566
下妻地方食肉（協）	131,595	136,407	132,359	127,936	130,807	118,791	124,773	136,794	127,776	135,570
茨城協同食肉㈱下妻事業所	153,152	155,513	166,173	159,854	182,705	180,294	179,831	173,246	151,289	170,488
(独)家畜改良センター茨城牧場	64	58	77	69						
計	460,381	469,868	459,122	440,424	491,279	472,189	379,116	342,870	316,923	345,624

２　食鳥検査統計

（１）食鳥検査羽数の推移

茨城県（県西食肉衛生検査所）　（単位：羽）

年度＼鶏種	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	計
H28	2,915,922	19,488,712			22,404,634
H29	3,116,384	19,893,890			23,010,274
H30	3,129,673	20,799,083			23,928,756
H31	2,840,229	19,606,756			22,446,985
R 2	2,867,141	19,583,546			22,450,687
R 3	2,973,473	19,451,333			22,424,806
R 4	2,949,094	18,903,912			21,853,006
R 5	2,757,420	18,648,150			21,405,570
R 6	3,137,596	17,935,271			21,072,867
R 7	4,333,804	18,079,850			22,413,654

（２）食鳥処理場別検査羽数の推移

茨城県（県西食肉衛生検査所）　（単位：羽）

年度＼処理場名	境食鳥	三和食鶏	染谷食鳥	高井産業	エスファクトリー千葉
H28	6,638,861	6,289,105	839,945	5,722,524	2,914,199
H29	6,642,612	6,621,315	686,080	5,945,871	3,114,396
H30	6,850,048	7,143,564	641,202	6,165,823	3,128,119
H31	6,998,581	7,151,339	64,968	5,392,407	2,839,690
R 2	7,049,549	7,249,679		5,284,318	2,867,141
R 3	7,238,779	7,022,606		5,189,948	2,973,473
R 4	6,967,410	7,016,426		4,920,076	2,949,094
R 5	6,809,832	7,131,761		4,706,557	2,757,420
R 6	6,700,575	6,629,909		4,604,787	3,137,596
R 7	6,610,541	6,710,303		4,759,006	4,333,804

第6章　その他の事業

1　と畜場衛生管理責任者等配置数

(単位:人)

資格区分	県　北	県　南	県　西	合　計
衛生管理責任者	2	13	9	24
作業衛生責任者	3	22	12	37

2　衛生講習会等実施状況

衛　生　指　導　項　目	県　北		県　南		県　西		合　計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
と畜場の管理者、責任者及び従事者に対する講習会	2	53	4	135	3	54	9	242
と畜場に対する監視指導	3	-	7	-	6	-	16	-
食鳥処理場の経営者、責任者及び従事者に対する衛生講習会等	-	-	-	-	5	253	5	253
食鳥処理場に対する監視指導	-	-	-	-	8	-	8	-

3　職員の研修

	県北	県南	県西	合計
食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会（2日間）	2	1	2	5
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	1	1	2	5
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会	1	1	1	3
全国食肉衛生検査所協議会病理部会研修会（2日間）	1	1	2	4
関東・東京合同地区獣医師大会・三学会	2	1	2	5
関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会	1	1	1	3
公衆衛生獣医師協議会全国大会研修及び調査研究発表会	1	2	1	4
ゆうパックにより検体を送付するための研修会	0	1	2	3
有機溶剤作業主任者技能講習（2日間）	0	2	1	3
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習（2日間）	0	1	2	3
畜産セミナー	0	1	0	1
日本獣医師会獣医学術学会年次大会	0	0	1	1
食肉衛生検査研修（26日間）	0	1	0	1
第16回FDSC食品衛生精度管理セミナー	1	1	0	2
自律的管理に対応する化学物質管理者講習会	0	1	1	2
細菌検査の基礎に関する実習	0	1	0	1
つくば病理談話会	0	0	2	2
食品衛生担当者研修会	0	1	0	1
残留農薬等研修会	1	0	0	1
病理講習	0	0	1	1
食品微生物検査実習（2日間）	0	0	1	1
理化学試験の基礎実技研修	0	0	1	1

4 食品衛生法に基づく検査

(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査

令和7年6月5日付生衛第327号「令和7年度食品中の動物用医薬品検査の実施について」に基づき、原則として県内産の畜産食品について、保健所で収去した検体を県西食肉衛生検査所で検査を実施した。

(陽性件数／検査件数)

食品名	収去保健所名	抗生物質 簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	駆除剤 ※3	止瀉剤 ※4	鎮静剤 ※5	抗炎症剤 ※6
はちみつ	中央	0／1						
	ひたちなか	0／1						
	日立	0／1						
	潮来	0／1						
	竜ケ崎	0／1						
	土浦	0／1						
	つくば	0／1						
	筑西	0／1						
	古河	0／1						
豚 肉	中央	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	ひたちなか	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	日立	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	潮来	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	竜ヶ崎	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	土浦	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	つくば	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	筑西	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
	古河	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4	0／4
鶏 肉	中央	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	ひたちなか	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	日立	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	潮来	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	竜ヶ崎	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	土浦	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	つくば	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	筑西	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	古河	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
鶏 卵	中央	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	ひたちなか	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	日立	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	潮来	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	竜ヶ崎	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	土浦	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	つくば	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	筑西	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3
	古河	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3	0／3

※1：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
※2：スルファジミジン（鶏卵を除く）、スルファドキシン（鶏卵を除く）、スルファモノメトキシン（鶏肉のみ）、スルファジメトキシン（鶏卵を除く）、スルファキノキサリン、オルメトプリム（鶏卵を除く）、トリメトプリム、ピリメタミン、ジニトルミド、チアンフェニコール、バルネムリン（鶏卵を除く）
※3：レバミゾール
※4：メンブトン（鶏卵を除く）
※5：マホプラジン
※6：ケトプロフェン、フルニキシン

(2) 輸入食肉等の残留有害物質検査

安全な輸入食品の流通を図るために保健所で収去した検体を県西食肉衛生検査所において令和7年6月2日付健生食監発0602第3号「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査実施について」及び平成17年1月24日付食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」に基づき検査を実施した。

（陽性件数／検査件数）

	収去保健所名	原産国	抗生物質簡易法	抗生物質 ※1	合成抗菌剤 ※2	駆除剤 ※3	止瀉剤 ※4	鎮静剤 ※5	抗炎症剤 ※6
はちみつ	中央	タイ	0／1						
	ひたちなか	中国	0／1						
	日立	カナダ	0／1						
	潮来	中国	0／1						
	竜ヶ崎	中国	0／1						
	土浦	中国	0／1						
	つくば	中国	0／1						
	筑西	中国	0／1						
	古河	中国	0／1						
牛肉	中央	アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		オーストラリア	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	ひたちなか	オーストラリア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	日立	オーストラリア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	潮来	カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		オーストラリア	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	竜ヶ崎	アメリカ	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	土浦	オーストラリア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	つくば	オーストラリア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	筑西	オーストラリア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	古河	アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		オーストラリア	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
豚肉	中央	カナダ	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	ひたちなか	アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		フランス	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	日立	カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		メキシコ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	潮来	アメリカ	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	竜ヶ崎	カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	土浦	アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	つくば	カナダ	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	筑西	カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	古河	アメリカ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		カナダ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1

鶏肉	中央	ブラジル	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	ひたちなか	タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	日立	ブラジル	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	潮来	ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	竜ヶ崎	タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	土浦	ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	つくば	ブラジル	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	筑西	ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	古河	タイ	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		ブラジル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
エビ	中央	エクアドル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		インド	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	ひたちなか	インド	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		ベトナム	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	日立	デンマーク	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		インド	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	潮来	インドネシア	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		エクアドル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	竜ヶ崎	エクアドル	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		インドネシア	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	土浦	アルゼンチン	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		インド	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
	つくば	インド	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	筑西	インドネシア	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2	0／2
	古河	インド	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1
		ベトナム	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1	0／1

※1：オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
※2：スルファジミジン、スルファドキシン、スルファモノメトキシン（鶏肉のみ）、スルファジメトキシン（牛肉・エビを除く）、スルファキノキサリン、オルメトプリム（エビを除く）、トリメトプリム、ピリメタミン、ジニトルミド、チアンフェニコール、バルネムリン
※3：レバミゾール
※4：メンブトン（エビを除く）
※5：マホプラジン
※6：ケトプロフェン、フルニキシン

(3) ポジティブリスト制度に対応する検査体制の整備

平成15年の食品衛生法等一部改正により、食品に残留する農薬等（農薬・動物等医薬品及び飼料添加物）について、ポジティブリスト制度が定められ、平成18年5月29日から施行された。

1) LC-MS/MSの導入

監視指導計画に基づき保健所で検体を収去し、食肉類については県西食肉衛生検査所において分析を実施するため液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置（LC-MS/MS）を導入し、有効に活用している。

2) 検査補助員等確保対策

検査補助業務を(公社)茨城県獣医師会に委託した。（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
食品に残留する動物用医薬品等検査補助業務委託事業として、検査補助員2名（県西食肉衛生検査所2名）を配置し検査体制の拡充を図った。

令和８年度調査研究発表抄録

（茨城県公衆衛生獣医師協議会）

生成 AI を活用した病理検査報告書作成業務の自動化の試み

県北食肉衛生検査所　○坂本哲理　柿崎奈々恵　龍尾幸治　沼尻美紀　海老原恵司[1)]
1）生活衛生課

1　はじめに

当所における精密検査業務では、これまで Excel VBA(以下、VBA)を活用し、と畜検査報告書の入力情報から精密検査報告書の自動作成や措置命令書、届出の作成を行い、業務の効率化が図られてきた。これらのシステムは VBA に精通した職員により構築されたものであり、一定の業務改善効果を有していた。

一方、病理検査報告書については、Excel 及び Word を用いた手入力が中心であり、組織名や所見の入力、病理組織写真や肉眼写真の貼付・印刷等を個別に行う必要があった。このため、作業時間の増大や転記ミスの発生といった課題が存在していた。また、新たな自動作成システムの構築や既存の自動処理（以下、マクロ）の改修には VBA の専門知識が必要であり、開発担当者が限定されるという問題もあった。

近年、自治体では生成 AI の導入が進み、業務効率化や業務支援への活用が広がっている[1]。また、VBA 等のプログラム作成支援も可能となり[2]、専門的知識を有しない職員でも業務自動化ツールの構築が可能となりつつある。県内の家畜保健衛生所においても、VBA による業務自動化を実践し、生成 AI によって再構成する試みが検討されている[3]。そこで本研究では、生成 AI と対話を重ねながら VBA の処理内容（以下、コード）を生成・改修し、病理検査報告書の自動作成システムを構築することを試みた。

2　方法

(1) システム構築の基本方針

本システムは、Microsoft Excel を基盤とし、病理検査報告書及び関連書類を自動生成する構成とした。構築にあたっては、生成 AI（ChatGPT）を開発支援ツールとして活用し、業務要件を自然言語で入力することでコード生成及び修正を行った。本研究では、生成 AI との対話を通じて試作、実務運用、改修を繰り返す段階的構築手法を採用した（図１）。

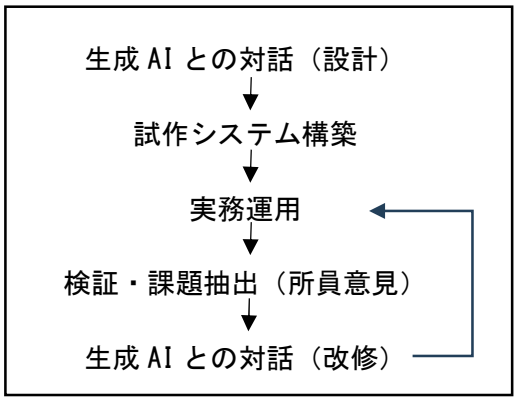


図１　生成 AI を活用した開発プロセス

(2) 初期システムの構築

初期システムでは、従来の手入力様式を踏襲し、Excel による病理検査報告書と Word による病理組織写真付き報告書を対象とした。生成 AI との対話をもとに（図２）、Excel 上に２種類の入力フォーム（「Excel 用」及び「Word 用」）を作成し、それぞれの入力内容をテンプレートに反映する方式とした。さらに、プレースホルダ（例：[部位名 1]、[所見 1]、[写真 1]等）を用いて VBA による検索・置換処理により値及び写真を差し込む方式とした。写真はファイルの保存場所（ファイルパス）を指定し、自動挿入する処理とした。

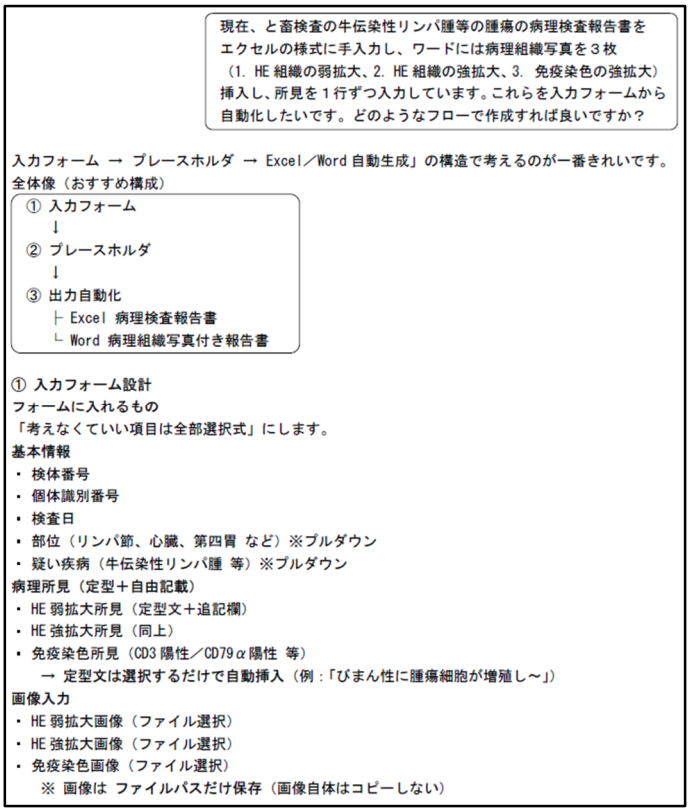


図２　生成 AI の対話例

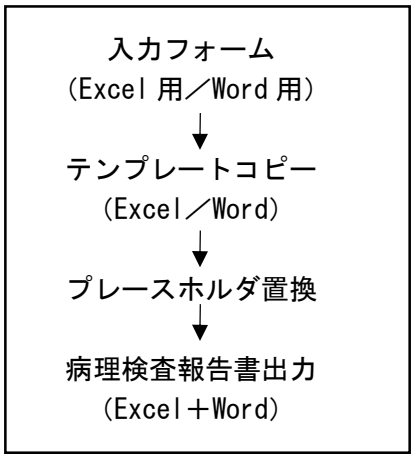


図３　初期システム構成

(3) 段階的改修

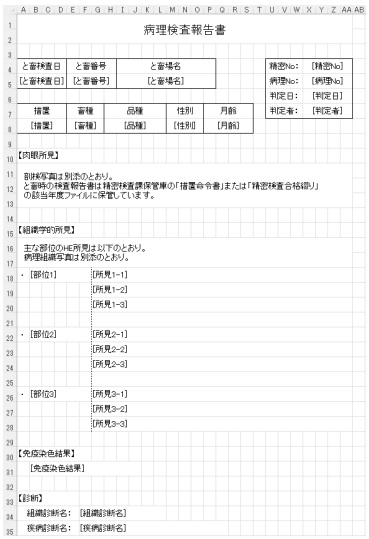
① 入力の一元化

構築したシステムを実務で運用した結果、入力の重複や操作性に関する課題が明らかとなったため、２種類の入力フォームを統合し、入力の一元化を図った。

② 出力の統合

出力が Excel と Word に分かれている点について、運用上の負担が指摘されたため、Word 出力を廃止し、Excel ファイル内に病理検査報告書シート及び病理組織写真シー

トを作成する構成へ変更した（図４、５）。さらに、実務上の要望を踏まえ、肉眼写真シートを追加した（図６）。これに伴い、肉眼写真に関する入力項目を入力フォームに組み込み、既存の入力フォームを拡張することで、入力から出力までを一体的に処理可能なシステム構成とした。（図７）。


病理検査報告書

と畜検査日 [と畜検査日] | と畜番号 [と畜番号] | と畜場名 [と畜場名]

精密No: [精密No]
病理No: [病理No]
判定日: [判定日]
判定者: [判定者]

措置 [措置] | 畜種 [畜種] | 品種 [品種] | 性別 [性別] | 月齢 [月齢]

【肉眼所見】
別紙写真は別添のとおり。
と畜時の検査報告書は精密検査課保管庫の「措置命令書」または「精密検査合格印」の該当年度ファイルに保管しています。

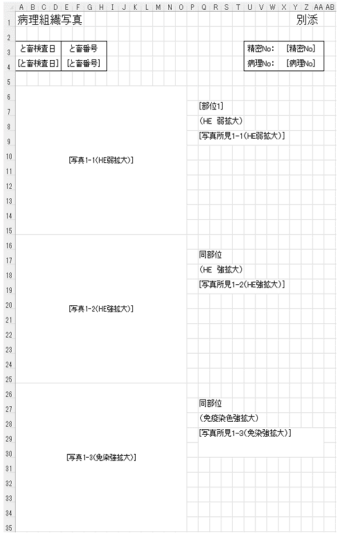
【組織学的所見】
主な部位のHE所見は以下のとおり。
病理組織写真は別添のとおり。

・[部位1] [所見1-1] [所見1-2] [所見1-3]
・[部位2] [所見2-1] [所見2-2] [所見2-3]
・[部位3] [所見3-1] [所見3-2] [所見3-3]

【免疫染色結果】
[免疫染色結果]

【診断】
組織診断名：[組織診断名]
疾病診断名：[疾病診断名]

図４　病理検査報告書


病理組織写真　別添

と畜検査日 [と畜検査日] | と畜番号 [と畜番号]

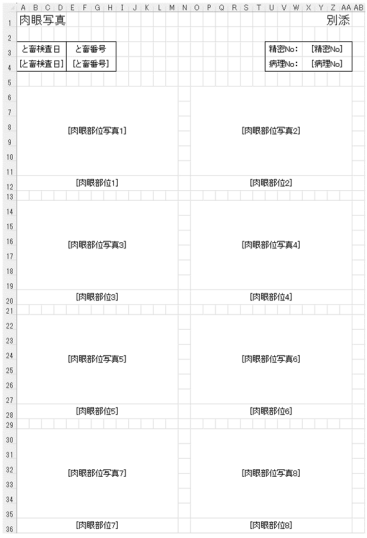
精密No: [精密No]
病理No: [病理No]

[写真1-1(HE弱拡大)]
[部位1]
(HE 弱拡大)
[写真所見1-1(HE弱拡大)]

[写真1-2(HE強拡大)]
同部位
(HE 強拡大)
[写真所見1-2(HE強拡大)]

[写真1-3(免染強拡大)]
同部位
(免疫染色強拡大)
[写真所見1-3(免染強拡大)]

図５　病理組織写真


肉眼写真　別添

と畜検査日 [と畜検査日] | と畜番号 [と畜番号]

精密No: [精密No]
病理No: [病理No]

[肉眼部位写真1] [肉眼部位1]
[肉眼部位写真2] [肉眼部位2]
[肉眼部位写真3] [肉眼部位3]
[肉眼部位写真4] [肉眼部位4]
[肉眼部位写真5] [肉眼部位5]
[肉眼部位写真6] [肉眼部位6]
[肉眼部位写真7] [肉眼部位7]
[肉眼部位写真8] [肉眼部位8]

図６　肉眼写真


① 病理検査報告書

[精密No] [病理No] [判定日] [判定者] [と畜番号] [と畜検査日] [と畜場名] [措置] [畜種] [品種] [性別] [月齢]
[部位1] [所見1-1] [所見1-2] [所見1-3]
[部位2] [所見2-1] [所見2-2] [所見2-3]
[部位3] [所見3-1] [所見3-2] [所見3-3]
[免疫染色結果] [組織診断名] [疾病診断名]

② 肉眼写真

[肉眼部位1]	[肉眼部位写真1]		
[肉眼部位2]	[肉眼部位写真2]		
[肉眼部位3]	[肉眼部位写真3]		
[肉眼部位4]	[肉眼部位写真4]		
[肉眼部位5]	[肉眼部位写真5]		
[肉眼部位6]	[肉眼部位写真6]		
[肉眼部位7]	[肉眼部位写真7]		
[肉眼部位8]	[肉眼部位写真8]		

肉眼写真選択

【自動作成開始】

③ 病理組織写真

部位1の写真	部位1の所見		部位1の写真のパス
[写真所見1-1(HE弱拡大)]		[写真1-1(HE弱拡大)]	
[写真所見1-2(HE強拡大)]		[写真1-2(HE強拡大)]	
[写真所見1-3(免染強拡大)]		[写真1-3(免染強拡大)]	
部位2の写真	部位2の所見		部位2の写真のパス
[写真所見2-1(HE弱拡大)]		[写真2-1(HE弱拡大)]	
[写真所見2-2(HE強拡大)]		[写真2-2(HE強拡大)]	
[写真所見2-3(免染強拡大)]		[写真2-3(免染強拡大)]	

病理組織写真選択

図７　入力フォーム（最終システム）

③PDF 出力

病理検体報告書の回覧時の利便性及び保存の効率化を目的として、Excel ファイルの作成と同時に PDF ファイルを自動出力する機能を実装した。

④機能の追加及びエラーの修正

加えて、運用の中で機能の追加や改善を随時行った。これらの機能は、VBA によるマクロ処理に加え、Excel 関数や入力規則を組み合わせて実装したものであり、用途に応じて最適な手法を選択することで、処理の安定性と操作性の向上を図った（表１）。また、発生したエラー内容は逐次生成 AI に入力し、コード修正を繰り返した。

表１　追加機能一覧

入力・UI 改善	チェック機能	可読性・保守性向上
・検査データシートからの自動参照	・必須項目チェック	・変数命名の整理
	・所見と写真の整合性チェック	・コード構造見直し
・入力規則の導入	・免疫染色写真の有無判定	
・写真選択時のフォルダ記憶機能	・病理組織写真の有無判定	
・肉眼写真ファイル名の自動反映	・肉眼写真の有無判定	

3　結果

本システムの構築及び段階的な改修により、入力後の報告書作成、保存及び PDF 出力までの一連の処理を一括して自動化することが可能となった（図８）。従来は Excel 及び Word それぞれに手入力を行い、写真貼付やレイアウト調整、PDF 化を含めて約 15～20 分を要していたが、本システムでは入力完了後にマクロを実行することで、約５分で報告書作成及び PDF 出力まで完了するようになった。

また、入力フォームの統合により、同一情報の重複入力が不要となり、データの一元管理が可能となった。検査データの自動参照機能や入力規則の導入により、入力作業の簡略化と形式の統一が図られた。写真選択時のフォルダ記憶機能により操作性が向上し、選択に要する時間の短縮に寄与した。チェック機能の強化により、必須項目の未入力や所見と写真の不整合、写真の有無等の入力状況を事前に判定できるようになり、不完

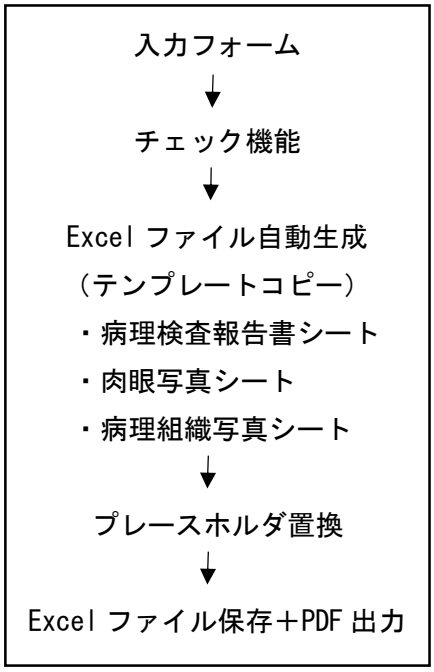


図８　最終システム構成

全な報告書の作成が防止された。これらにより、報告書の品質及び信頼性の向上が図られた。出力面では、Excel に統一したことで、病理検査報告書、肉眼写真及び病理組織写真を単一ファイルで管理できるようになり、ファイル操作及び閲覧の簡素化が実現された。また、写真の自動配置や不要要素の削除処理により、手作業による編集工程が大幅に削減された。そして、PDF 自動出力機能の実装により、報告書の保存作業が効率化され、業務全体の作業時間短縮と品質向上に寄与した。

4　考察

本研究により、VBA に関する高度な知識を有しない職員でも、生成 AI との対話を通じて試作、実務運用、改修を繰り返す手法により、実務に即した自動化システムの構築が可能であることが示された。一方で、生成 AI が提示するコードには動作不良が含まれることがあるため、検証及び調整が不可欠であった。

また、機能追加に伴い条件分岐が複雑化する傾向が認められたため、今後は処理の内容ごとにプログラムを分けて整理し、コメント整備等により保守性の向上を図る必要がある。

さらに、生成 AI との対話を通じたプログラミングは、コードの生成・修正過程を逐次確認しながら進めることができるため、プログラミング学習の観点からも有用であると考えられる[4]。実際に、本研究においてもエラー内容の入力と修正コードの提示を繰り返す過程で、処理の流れや構文理解が深まり、段階的な知識習得につながった。

加えて、生成 AI の利用にあたっては、入力データの取り扱いに留意する必要がある。特に外部送信を伴う情報流出リスクを考慮し、実データの直接入力を避ける等、情報セキュリティに係る適切な運用が不可欠である。

5　まとめ

生成 AI を活用し、Excel VBA による病理検査報告書自動作成システムの構築・改修を行った結果、入力から出力までを一体化した業務自動化が実現した。さらに、生成 AI との対話を通じて、専門的なプログラミング知識を有しない職員でもシステム開発が可能であることが示された。本手法は実務に即した自動化手法として有用であり、今後の応用が期待される。

6　参考文献

［1］ 総務省:自治体における AI 活用・導入ガイドブック＜導入手順編＞,第４版,10(2025)

［2］ 中島ら:この一冊で全部わかる ChatGPT & Copilot の教科書,改訂第２版,124-129, SB クリエイティブ(2024)

［3］ 関谷ら:Excel VBA を用いた定型的業務の効率化,第 65 回茨城県家畜保健衛生所業績発表会

［4］ 大森敏行:13 歳からの Python 超入門,日経 BP(2025)

馬の円虫症を疑う一例

県西食肉衛生検査所　○上田智子　尾崎紘子　富田清良　上松るみ子　佐原聡

1.　はじめに

馬の円虫症は、円虫科の大円虫（普通円虫、無歯円虫、馬円虫）が腸管や血管に寄生し、慢性的な消化器障害や疝痛を引き起こす疾患である。大円虫の病原性は、幼虫の体内移行による物理的な組織破壊と腸管に復帰した成虫による粘膜吸着及び吸血障害に起因する［1］。

今回、管内と畜場に搬入された馬で本病を疑う症例に遭遇したため、その概要を報告する。

2.　材料及び方法

症例：令和 7 年 11 月に管内と畜場に一般畜として搬入された馬（ポニー、雄、5 歳）で、生体検査で著変は認められず、解体後検査で大動脈に疣贅物、肝臓及び肺に白色結節、小腸に出血病変及び腹膜炎が認められた。

細菌学的検査：心臓（疣贅物）、肝臓、脾臓、腎臓、内腸骨リンパ節及び頚部筋肉について、ウマ血液寒天培地（極東製薬工業㈱）で好気培養及び ABHK 寒天培地（島津ダイアグノスティクス㈱）で嫌気培養を 36℃、18 時間行った。

病理学的検査：心臓（疣贅物）、肝臓、脾臓、腎臓、肺、小腸及び横隔膜について、10%中性緩衝ホルマリン液で固定後、定法によりパラフィン切片を作製した。石灰化病変については脱灰液（K-CX、㈱ファルマ）を用いて表面脱灰し、ヘマトキシリン・エオジン（HE）染色、必要に応じて過ヨウ素酸シッフ（PAS）染色及びベルリンブルー染色を実施した。

3.　結果

肉眼所見：大動脈起始部から大動脈弓の内膜面に、小豆大～大豆大で硬結感のある灰白色結節が多発していた（図１）。結節表面は凹凸があり、割面は黄白色～灰白色で中心部に壊死様物を認めた。肝臓では辺縁～実質内に粟粒大～不整形で硬結感のある灰白色結節が多発していた。また表面には線維素が析出していた（図２）。結節割面は黄白色～灰白色で充実性、石灰化を認めた。肺では胸膜下に粟粒大の灰白色結節が散在し、寄生虫の遊走痕と思われる蛇行した白色隆起も認めた（図３）。小腸では漿膜面に直径 0.5～1cm の隆起した斑状出血が散発していた（図４）。粘膜面には微細な出血や浮腫が認められた。横隔膜では漿膜面に線維素が析出していた。

細菌学的検査：好気培養では、心臓・腎臓からグラム陽性ブドウ球菌、心臓・脾臓からグラム陰性桿菌が分離された。また、嫌気培養では肝臓・脾臓・内腸骨リンパ節からグラム陽性桿菌が分離された。

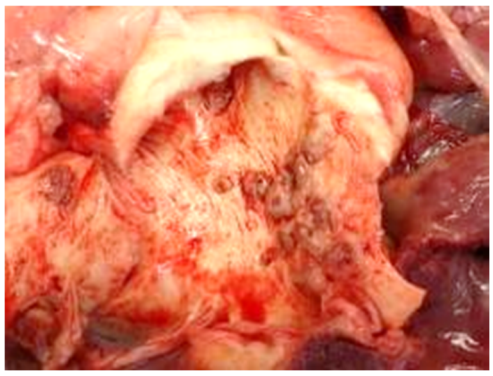


図１　大動脈の疣贅物



図２　肝臓の白色結節

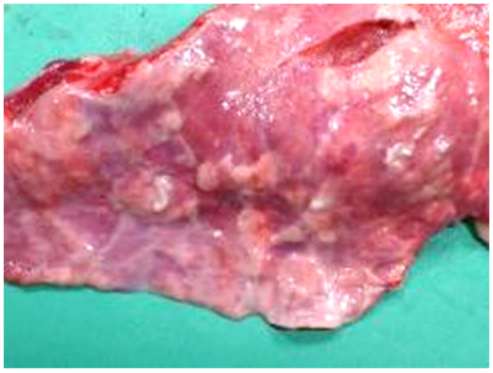


図３　肺の蛇行白色隆起

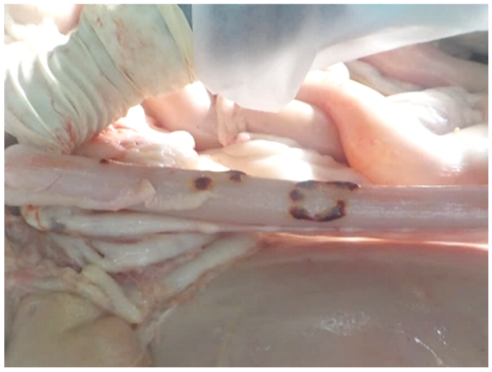


図４　小腸の出血病変

組織所見：大動脈では、動脈内膜下に石灰化を伴う好酸性の壊死巣が見られ（図５）、その中に一部変性した虫体と思われる PAS 弱陽性の構造物を認めた（図６）。周囲には類上皮細胞、多核巨細胞、リンパ球、形質細胞、好酸球の浸潤と結合組織の増生を認め、好酸球性肉芽腫と診断した。肝臓及び肺では、石灰化を伴う好酸性の壊死巣を中心に結合組織が取り囲み、周囲に好酸球、リンパ球、形質細胞、マクロファージの著しい浸潤を認め、大動脈病変と同様に好酸球性肉芽腫と診断した（図７、８）。小腸では、結合組織や新生毛細血管が増生しており、褐色色素を貪食したマクロファージ、好酸球及び線維芽細胞の浸潤を認めた（図９）。病変の表層部には出血も認めた。褐色色素は、ベルリンブルー染色で青染し、ヘモジデリンと考えられ（図10）、創傷の治癒過程である出血性肉芽組織と診断した。横隔膜では漿膜下に結合組織の増生と好酸球及びリンパ球の浸潤を認めた。

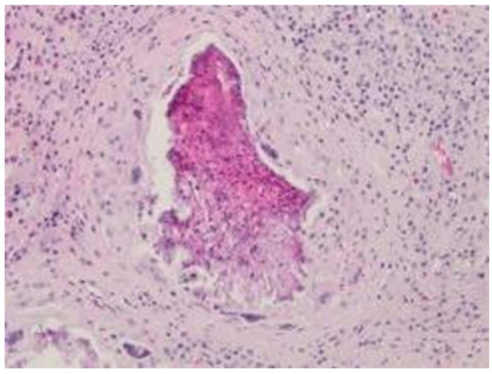


図５　大動脈の疣贅物　HE×200

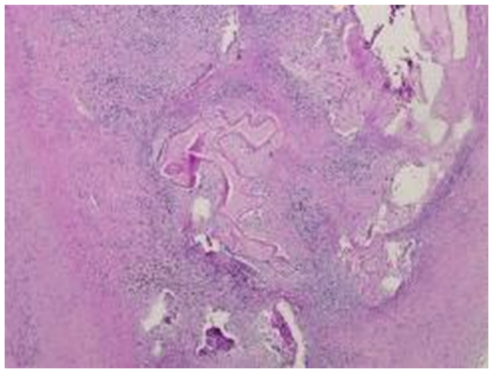


図６　変性虫体様構造物　PAS×40

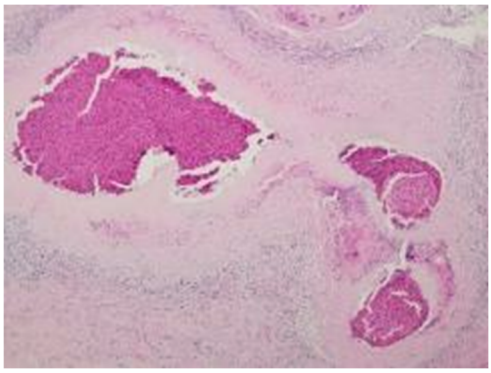


図 7　肝臓の白色結節 HE×40

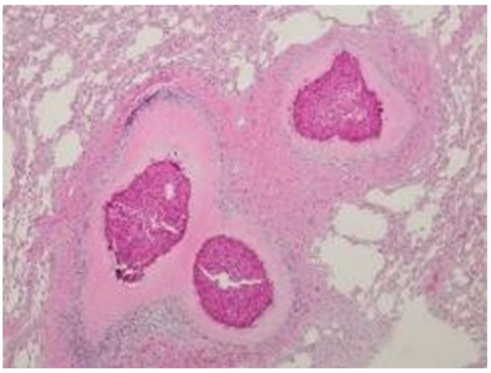


図 8　肺の白色結節 HE×40

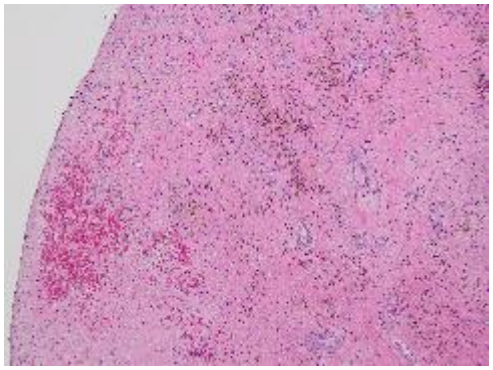


図 9　小腸の出血病変 HE×100

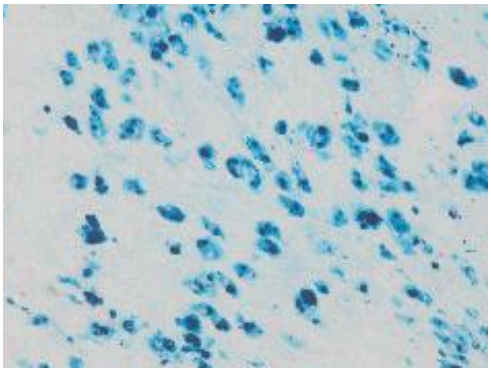


図 10　褐色色素貪食マクロファージ
ベルリンブルー×400

4.　考察

本症例は、解体後検査において大動脈に疣贅物、肝臓及び肺の白色結節、小腸の出血病変及び腹膜炎を認めたため、敗血症を疑い保留措置となった。細菌学的検査において複数臓器より同一菌種が分離されたことから敗血症と診断し全部廃棄措置となったが、その後の病理学的検査において寄生虫と思われる変性物、好酸球性肉芽腫が認められ寄生虫の関与を疑う所見が得られた。

大円虫の成虫による病原性は 3 種ともほとんど同じであり、大腸粘膜に吸着し吸血するため、出血点や潰瘍が起こる。幼虫による病原性は体内移行の経路によって異なり、普通円虫は移行幼虫が前腸間膜動脈の動脈内膜下に寄生するため、血管内膜の肥厚、血栓形成を経て、動脈瘤が形成される（寄生虫性動脈瘤）。無歯円虫は門脈系を経て腹腔内臓器や腹壁を経由するため、腹膜炎や肝臓に石灰変性した白色結節（肝砂粒症）が形成される。馬円虫は腸から腹腔に脱出し、肝臓・膵臓への侵入による出血、無歯円虫と同様に肝臓や肺に石灰変性した白色結節（肺砂粒症）が形成される［2］［3］［4］。また、円虫科の幼虫は腸管の漿膜下組織へ迷入することで、漿膜面に隆起した大小不整形の黒赤色斑（回腸血黒症）が形成される［5］。

寄生虫性動脈瘤は前腸間膜動脈根部で好発するが、大動脈起始部にも形成することが知られており［6］、本症例の大動脈病変は動脈内膜下に変性した虫体様構造物及び好酸球性肉

芽腫が認められたことから、寄生虫性動脈瘤と考えられた。その他の病変部においても、肉眼及び組織所見から、肝臓及び肺の結節病変は砂粒症、小腸の出血病変は回腸血黒症と考えられた。本症例で認められた各病変の分布から、大円虫の混合感染による幼虫移行症が疑われたが、完全な虫体を確認することができなかったため種の同定までは至らず、馬の円虫症疑いと診断した。細菌学的検査において、複数臓器から多様な菌種が分離されたことは、幼虫の体内移行による腸管粘膜や各臓器への物理的損傷、全身的な衰弱の結果、二次的な敗血症を併発したことを示唆していると考えられた。

近年、駆虫薬の普及により本病は減少傾向にあるが［1］、本症例のように管理状況によっては依然として発生が見られる。本県は馬のと畜頭数が少なく症例数も少ない。今後も引き続き様々な症例を蓄積し、知見を広げより的確な診断に努めたい。

参考文献

［1］福本真一郎：馬の円虫症，最新家畜寄生虫病学，151-158，朝倉書店，東京（2013）
［2］森田達志：馬の円虫，寄生虫病学，寄生虫病学共通テキスト編集委員会編，116-118，緑書房東京（2014）
［3］小谷猛夫：砂粒症，動物病理学各論，日本獣医病理学専門家協会編，第 2 版，122，文永堂出版，東京（2015）
［4］吉川博康：馬の寄生虫性動脈炎，動物病理カラーアトラス，日本獣医病理学会編，17，文永堂出版，東京（2010）
［5］谷山弘行：回腸血黒症，動物病理カラーアトラス，日本獣医病理学会編，102，文永堂出版，東京（2010）
［6］瀬戸順次：馬の大動脈，日獣会誌，58，847（2005）

外はぎ食鳥処理工程における微生物汚染調査

県西食肉衛生検査所　○芝原奈穂子　堰塚文　笹本雅子[1)]
栗田朋子　井川賢一　佐原聡
1）筑西保健所

1　はじめに

食鳥処理には、と体から可食部を外した後に内臓を取り出す外はぎ方式（以下、外はぎとする）と、先に内臓を抜き取る中抜き方式（以下、中抜きとする）がある。中抜きは内臓摘出時に消化管を破損し、糞便による汚染が生じやすい一方、外はぎは内臓を傷つけにくく糞便による汚染が起こりにくい利点がある。しかしながら、外はぎは作業工程数が多く、作業者や器具とと体との接触機会が増えるため二次汚染の発生が懸念される。

外部検証として実施した微生物検査（切除法）の結果、外はぎを行う管内A大規模食鳥処理場では、一般細菌数および腸内細菌科菌群数が中抜きを行う管内の他大規模処理場と比較して多い傾向が続いている。また、令和7年度に全国食肉衛生検査所協議会微生物部会が実施した令和6年度の外部検証における微生物試験の実態調査結果においても、一般細菌数、腸内細菌科菌群数ともに外はぎが中抜きより多い傾向が見られた。

そこで、今後の衛生指導に資するため、外はぎにおける汚染源を明確にすべく、と体の微生物汚染状況を調査したのでその概要を報告する。

2　材料及び方法

（1）調査対象施設

A大規模食鳥処理場　処理方式：外はぎ（中抜きラインも併設）
鶏の種類：成鶏（採卵鶏）
処理羽数：約25,000羽／日

（2）検査項目

一般細菌数

（3）材料

ふき取り検体

各工程（①殺菌・冷却後、②一時保管後、③ジェット洗浄後、④外はぎ解体後）において、と体腹部皮膚表面5×5㎠を綿棒(エルメックス社)でふき取り5羽分を1検体とした。

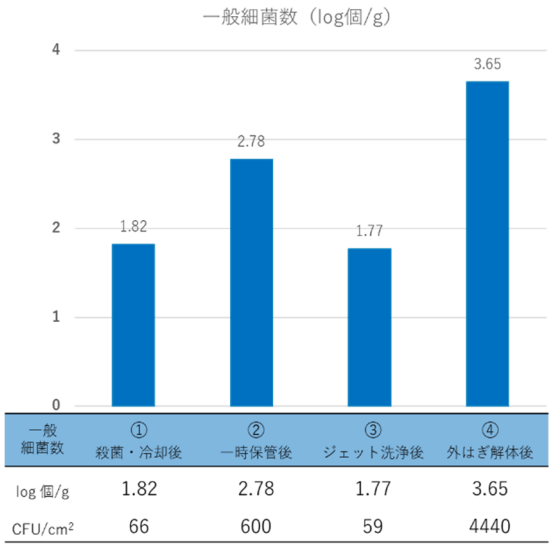
（4）検査方法

ふき取り検体（原液）に滅菌リン酸緩衝生理食塩水を加えて混合し、10倍、100倍、1000倍希釈液を調製した。各希釈液1mlを一般細菌用プレート培地（ペトリフィルムACプレート）に接種し35±1℃、48時間±3時間培養後、発育したコロニーをカウントした。

3　結果

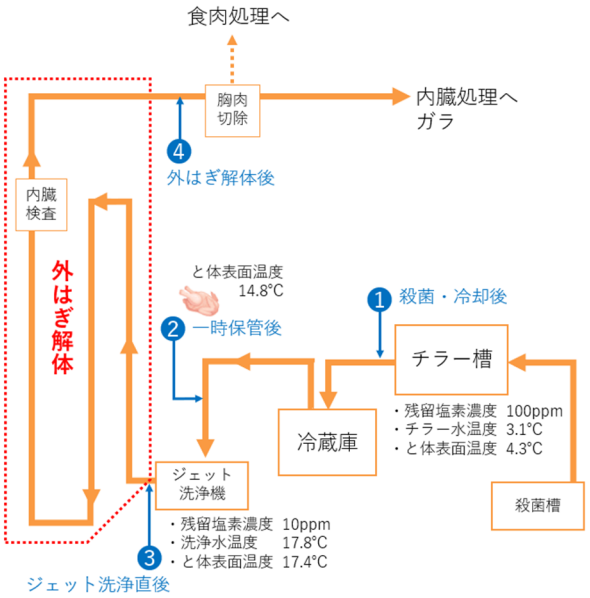
各工程の一般細菌数（以下、細菌数とする）を図１に、採材時の状況を図２に示した。

殺菌・冷却後は細菌数が少なかったが、解体前の一時保管後に増加した。ジェット洗浄後に再び減少したが、その後の外はぎ解体後には細菌数が大幅に増加した（1.77 log 個/g→3.65 log 個/g）。



一般細菌数	①殺菌・冷却後	②一時保管後	③ジェット洗浄後	④外はぎ解体後
log 個/g	1.82	2.78	1.77	3.65
CFU/cm²	66	600	59	4440

（図１）



（図２）

4　考察

と体の殺菌・冷却後は細菌数が少ないことから、低温及び適切な残留塩素濃度により細菌数は制御されており、冷却工程が良好に管理できていることが確認された。

一時保管後に細菌数が増加した要因として、保管中にと体が積み重なり圧迫によって腸内容物が漏出して汚染した可能性、室温環境に置いたことでと体温度が上昇し、細菌が増殖しやすい温度帯に達した可能性が考えられた。

解体前のと体のジェット洗浄後では細菌数が再び減少しており、この洗浄工程はと体表面の細菌数を大きく減らす効果があることが分かった。

外はぎ解体後に細菌数が最も増加した要因として、まな板、包丁、やすり等の器具を洗浄せずに連続使用したことによる二次汚染、外はぎ解体には９つの処理工程があり多人数の作業者がと体に触れることによる汚染機会の増加、解体中にと体が設備と接触する箇所があることが考えられた。これらの要因により、汚染した器具や手指、設備を介してと体が汚染され、細菌数が増加したものと推察された。

5　まとめ

中抜きでは汚染リスクの高い工程が殺菌前に集中しており、殺菌後にはほぼ存在しないため、細菌数が少ない状態で維持されやすい。一方で、外はぎは殺菌・冷却後のと体に器具や作業者の手指が接触する工程が多いため、再汚染のリスクが高い。このような処理工程の違いが、外はぎで処理したと体の細菌数が中抜きのそれと比較して多くなる要因と考えられる。

本調査の結果から、一時保管と外はぎ解体が主な汚染ポイントであると判明した。今後は、以下のとおり温度管理、器具管理および手指衛生の徹底等、外はぎ工程の特徴に応じた衛生指導を強化していきたい。

今後の課題

① 一時保管工程における温度管理と保管方法の改善

現状では後工程のジェット洗浄によって細菌数は制御できているものの、積み重ねによる圧迫で腸内容物が漏出する可能性があるため、と体温度が細菌増殖域に上昇しないよう冷却環境（10℃以下）の維持が必要である。

② 外はぎ解体工程における衛生管理の強化

器具（まな板・包丁・やすり）による二次汚染を防ぐためには 1 羽ごとの洗浄が理想的であるが、処理羽数やラインスピードを考えると現実的ではない。そのため、洗浄頻度や、内臓破損時には都度洗浄するといったルールを明確にし、遵守させる。

また、多人数が触れる工程であるため、適切な頻度とタイミングでの手洗い等、作業者の手指衛生の徹底が不可欠である。さらに、と体と設備との接触箇所も汚染源となり得るため、当該設備の洗浄頻度を適切に設定し、衛生的な作業体制を確立させる。

③ 作業者の教育訓練

作業者に対し、外はぎ解体工程は「殺菌後の高汚染リスク工程」であることを周知し、汚染のメカニズムを理解させたうえで手指衛生や器具管理の重要性を繰り返し教育する。また、現場での声掛けやチェック体制の構築も有効となる。

④ 継続的なモニタリング

細菌検査や ATP ふき取り検査等を活用した継続的なモニタリングで、と体および作業環境の汚染状況を把握し、作業者の衛生意識向上と衛生管理の定着とを図らせる。

また、検査所で実施している外部検証の結果を処理場にフィードバックし、衛生管理の改善と継続的な取り組みとを支援していく。